

養老町 人権施策推進指針

令和3年4月
岐阜県養老町

目次

第1章 指針策定の概要

1 人権をめぐる国内外の動向	1
2 指針改定の趣旨	4
3 指針の位置づけ	5
4 指針の推進期間	6
5 指針の策定体制	6
6 基本理念	8

第2章 人権施策の推進

1 施策の推進体系図	9
2 人権教育・啓発の推進	10
3 分野別施策の推進	
(1) 女性	15
(2) 子ども	19
(3) 高齢者	23
(4) 障がい者	27
(5) 同和問題（部落差別）	32
(6) 外国人	36
(7) インターネットによる人権侵害	40
(8) 感染症患者など	43
(9) 犯罪被害者など	46
(10) 刑を終えて出所した人	48
(11) 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人	50
(12) 災害に伴う人権問題	52
(13) そのほかの人権問題	54

第3章 指針の推進に向けて

- 1 関係機関・団体との連携 57
- 2 職員研修などの充実 57
- 3 住民意識の把握 57

参考資料

- 1 関係法令など 58
- 2 用語解説 69

1 人権をめぐる国内外の動向

1 国際的な動向

世界の人々は、過去のたび重なる悲惨な大戦を経験し多くの犠牲を被った経験から、平和と人権が尊重されることの大切さを学びました。こうしたことから、1945年（昭和20年）に、世界の平和と安全を維持し、人種・性・言語・宗教による差別をなくすことなどを目的として「国際連合」が設立され、1948年（昭和23年）の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、1965年（昭和40年）に「人種差別撤廃条約」、1966年（昭和41年）に「国際人権規約」、1979年（昭和54年）に「女子差別撤廃条約」、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約」など、数多くの人権に関する条約を採択・発行するとともに、加盟国に対しても批准・加入を求め、人権が尊重される社会の実現に向けた取組が行われてきました。

こうした流れを受け、1994年（平成6年）第49回国連総会において、1995年（平成7年）からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、10年経過後については、2004年（平成16年）の第59回国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。

この世界計画は、第1フェーズ（2005-2007）では初等・中等学校制度における人権教育の推進を、第2フェーズ（2010-2014）では高等教育のための人権教育と教育者・公務員・法執行官・軍関係者の人権研修に重きが置かれ、第3フェーズ（2015-2019）では、「第1・第2フェーズの取組を強化し、専門家及びジャーナリストの人権研修の促進」をテーマに取組が図られました。

2 国内の動向

国においては、1947年（昭和22年）に、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」が施行され、その具現化のために、人権に関する法制度の整備などさまざまな取組が行われました。

人権をめぐる国際的な動きの中で、我が国は国際社会の一員として、1979年（昭和

54年)には「国際人権規約」を、1985年(昭和60年)には「女子差別撤廃条約」を、1994年(平成6年)には「児童の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど、基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組が進められており、近年では、2014年(平成26年)に「障害者権利条約」を批准しています。

さらには、今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が1997年(平成9年)に施行され、同年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。そこで、この施策を一層推進するため、2000年(平成12年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律を受けて2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、2011年(平成23年)には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部改正がなされるなど、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

また、我が国固有の人権問題である同和問題では、1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」(同対法)が施行され、その後、1982年(昭和57年)に「地域改善対策特別措置法」(地対法)、1987年(昭和62年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が施行されて、同和对策事業が進められてきました。2016年(平成28年)には、部落問題解消のため国や地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発を行う「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、各自治体で取組が行われています。

こうしたさまざまな法整備が進む一方、人権を取り巻く解決すべき課題は依然としてあることから、現在も数多くの法律の施行など法整備が進められ、人権施策の充実が図られるよう支援されています。

3 県の取組

県においては、1992年(平成4年)に、同和問題に関する各種団体などの代表や専門家で構成する「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置、その後もさまざまな人権問題に対応するため、「岐阜県人権懇話会」が設置されており、県の人権施策の推進方策や取り組むべき人権課題などについての審議が行われています。2000年(平成12年)には「岐阜県人権啓発センター」が設置され、差別のない、人権が尊重される明るく住み良い社会の実現に向けて、人権啓発出前講座・人権相談・人権啓発ビデオの貸し出しなど、人権啓発事業の取組が行われています。

また、2003年(平成15年)3月に、女性・子ども・高齢者・障がい者などさまざまな人権問題の解決を目指した「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、これに基づき、県民への人権教育・啓発が推進されています。なお、この指針は、新たな課題への対応を含め三度にわたり見直しが行われています。

教育に関しては、1974年（昭和49年）に「岐阜県同和教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における同和教育を推進されてきましたが、2002年（平成14年）に「岐阜県人権同和教育基本方針」を策定し、人権同和教育としての新たな方向を示されました。さらに、2006年（平成18年）から人権同和教育における行動力の育成を図る取組として「ひびきあいの日」（2018年（平成30年）から「ひびきあい活動」に変更）を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなどの教育が行われています。

また、2011年（平成23年）には、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進による成果と課題を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」を策定し、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育に取り組まれています。

2 指針改定の趣旨

「人権」とは、わたしたちが幸せに生きていくための権利です。すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、住民一人ひとりが人権についての正しい知識を持ち、人権尊重の意識を高めることが必要不可欠です。

本町では、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、2000年（平成12年）に「人権擁護の町」宣言を行いました。また、さまざまな人権問題の解決のため、2004年（平成16年）3月に「養老町人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、社会情勢の変化などを踏まえながら、2010年（平成22年）及び2015年（平成27年）の改定を経て、男女間の問題、認知症高齢者への対応、障がい者への差別、情報モラル教育の充実、同和問題の正しい理解など、人権教育および人権啓発に関する取組を進めてきました。

しかし、その後も人権にかかわる問題は複雑化しており、生活する人々の意識、価値観の変化とともに、さまざまな差別や偏見、弊害が起これり人々を脅かし続けています。

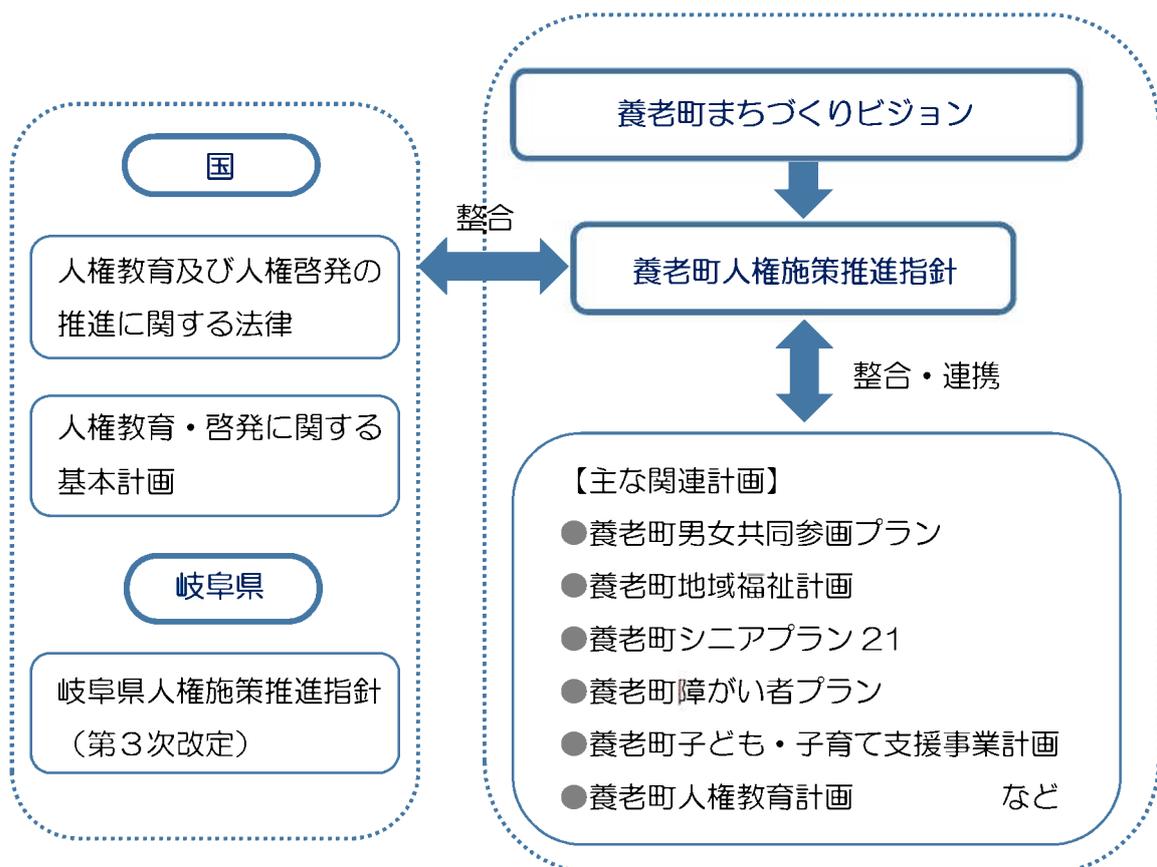
近年においては、インターネットによる人権侵害や、SNSなどソーシャルメディアを利用した誹謗・中傷など、匿名性を悪用した新たな人権問題が生じてきており、こうしたネット社会に対応する取組を含め、今後も、人々の生活・意識の変化を見据えた人権を守る取組が求められています。

当町では、現行の計画が2020年度（令和2年度）に最終期限を迎えることから、2019年（令和元年）に実施した「人権に関する町民意識調査」の結果を参考に、近年の社会的な背景や人権をめぐる人々の意識の変化を踏まえ、新たな人権侵害・人権問題に対応できる施策を総合的かつ効果的に推進していくため、見直しを行うものです。

3 指針の位置づけ

この指針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原理を踏まえ、「人権教育・啓発推進法」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいており、同法や「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を反映させ、本町の方向性を明示するものです。また、「養老町まちづくりビジョン」との整合性を図り、学校・家庭・地域・職域のほかさまざまな場を通じて、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図ります。

なお、本町では、これまで「養老町人権教育・啓発に関する基本計画」として改定を重ね施策を推進してきましたが、岐阜県やほかの市町村に合わせ「養老町人権施策推進指針」と改称し、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示した指針とします。



4 指針の推進期間

本指針の推進期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。

なお、推進期間中においても、国・県の動向及び社会の状況や施策の達成に向けた変更などが生じる場合は、必要に応じて見直しを行い人権に関する総合的かつ効果的な取組を継続的に進めます。

◇計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	第2次改定		第3次養老町人権施策推進指針					第4次改定		

5 指針の策定体制

1 養老町人権擁護推進協議会

各方面の幅広い意見を指針に反映させるため、関係団体・機関で構成する「養老町人権擁護推進協議会」を開催し、推進内容についての検討や意見交換などを行いました。

2 人権に関する町民意識調査

住民の人権に関する意識の変化や、人権施策の方向性を把握し、指針策定の基礎資料とすることを目的に、町民意識調査（アンケート）を実施しました。

- ◇ 調査対象 養老町在住の18歳以上の人 2,000人
- ◇ 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ◇ 調査方法 調査票による記入方法、郵送による配布・回収
- ◇ 調査期間 2019年（令和元年）8月20日～9月30日
- ◇ 回収結果 回収数：572（28.6%）
有効回答数：566（28.3%）

3 関係団体への意見聴取

今回の町民意識調査の主な結果をもとに、団体としての意見や、人権教育・啓発にかかわる今後の取組について調査しました。

- ◇ 調査対象団体 12 団体（下記のとおり）
- ◇ 調査方法 郵送による依頼・回収
- ◇ 調査期間 2020 年（令和 2 年）6 月 22 日～7 月 22 日

種 別	団 体 名
同和問題にかかわる団体	多芸西部区長会
	自由同和会 岐阜県本部養老支部
女性にかかわる団体	養老町女性会議
	広幡地域女性の会
	子育て支援いちご
子どもにかかわる団体	PTA 母親委員
	公立こども園 保護者会連絡協議会
	生徒指導主事会
	人権教育部会
障がい者にかかわる団体	身体障害者福祉協会
	障がい者(児)親の会〔れんげの会〕
高齢者にかかわる団体	老人クラブ連合会

6 基本理念

～すべての人が心豊かに暮らせる町をめざして～

人権とは、私たちが幸せに生きていくための権利です。すべての人の人権が尊重され、自身と同様にほかの人の人権も尊重することにより、誰もが平和で豊かな社会を実現することができます。

日本国憲法では、すべての国民に自由と平等を認めています。第11条では、基本的人権について「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定し、第13条では、個人の尊厳について「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、さらに第14条では、法の下での平等について「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性格、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と記しています。

本町においては、2000年（平成12年）に「人権擁護の町」宣言を行い、こうした考えを宣言に盛り込んでいます。そこで、本指針においても、これまでの基本理念「すべての人が心豊かに暮らせる町をめざして」を継承し、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会、明るく安心して暮らせる町をめざします。

「人権擁護の町」宣言

人権は、すべての人が生まれながらにもっている 基本的な権利であり、人が幸せに生きていく権利です。

わたしたちは 相手を尊び お互いに思いやり 差別のない 明るく住みよい町をめざし 一人ひとりが 健やかな 人権意識の高揚に努めます。

ここに、わたしたちは、すべての人が心豊かで、安心して暮らせる町を築くことを誓い、本町を「人権擁護の町」とすることを 宣言します。

平成12年9月28日制定 岐阜県養老町

第2章

人権施策の推進

1 施策の推進体系図

基本理念

～すべての人が心豊かに暮らせる町をめざして～

人権教育・啓発の推進	重要課題	施策の内容
1 人権教育の推進 (1)学校教育 (2)社会教育	女性	◆男女の人権が守られる社会の実現 ◆女性に対する暴力の根絶と被害者支援 ◆固定的な性別役割分担意識の解消 ◆家庭生活と仕事の両立ができる環境の整備 ◆男女が健康で安心できる社会の実現
	子ども	◆地域社会全体で子どもを守る取組 ◆児童虐待の早期発見・早期対応 ◆教育における子どもの人権尊重 ◆情報モラル教育の推進
	高齢者	◆高齢者の人権を尊重する意識づくり ◆高齢者の社会参加への支援 ◆高齢者の権利擁護の推進 ◆地域での見守り支援
	障がい者	◆共生する地域づくりと権利擁護の推進 ◆生活支援と保健・医療の充実 ◆療養・保育・教育の充実 ◆インクルーシブ教育の推進 ◆社会参加の促進 ◆雇用・就労の促進 ◆生活環境の整備
2 人権啓発の推進	同和問題	◆教育・啓発の促進 ◆交流活動の促進 ◆隣保館などの活動促進 ◆えせ同和行為の根絶
	外国人	◆啓発活動の充実と強化 ◆国際交流の推進 ◆学校教育における交際理解の推進
3 職員研修の推進	インターネットによる人権侵害	◆正しい知識とモラルの普及 ◆情報モラル教育の推進 ◆相談体制の充実と被害者の救済
	感染症患者など	◆正しい知識の普及と啓発の推進 ◆学校における教育などの推進
	犯罪被害者など	◆啓発の推進 ◆学習の機会の充実
	刑を終えて出所した人	◆「社会を明るくする運動」との協働の推進 ◆偏見や差別意識を解消する意識啓発 ◆学習の機会の充実
	性的指向・性自認を理由とする偏見や差別を受ける人	◆啓発活動の推進 ◆性別などに関する配慮
	災害に伴う人権問題	◆避難所での配慮 ◆被災児童・生徒への支援
	そのほかの人権問題	◆職場での人権 ◆個人情報保護 ◆その他

2 人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するためには、学校・家庭・職場・地域などあらゆる場を通して、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、人権教育を生涯学習の一環と位置づけ、住民一人ひとりの人権感覚の向上に努めます。

1 人権教育の推進

人権教育は、基本的人権の尊重の精神を正しく身につけるために行われるものであり、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、ほかの人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りながら推進していくことが必要です。

(1) 学校教育

学校教育においては、人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育が特に重要です。発達の段階に応じて人権尊重の精神を培い、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の認識を深め、差別をしない、差別を許さない心を育み、差別をなくす実践的態度を身につけた人間を育成します。

◆施策の方向

♣ 学校における研究実践

児童生徒の身のまわりにある偏見や差別の現実を正しく把握し、その実態に応じた人権尊重の教育を計画的・累積的に推進します。学校教育計画に、人権教育の位置づけを明確化し指導計画の改善に努めるなど、学校教育活動全体を通して確実に展開させるとともに、人権教育推進体制の充実により、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進します。

また、各校の人権教育推進組織及び人権教育担当者が、その機能を十分に発揮し自校の実践研修を深めるとともに、小中学校の連携を図り一貫した教育ができるよう推進します。

♣ 教職員研修機会の充実

児童生徒一人ひとりのよさや可能性を生かす指導力を身につけるよう研修に努め、さまざまな人権問題を自分の心や生活に根ざした問題として捉えるよう研修を重ねます。

校内研修会や各種の人権教育研修会へ積極的に参加し、実践研修の交流などに努め、人権感覚の向上を図ります。

♣ 地域との連携

学校と家庭及び地域社会との連携を図り、地域ぐるみの体制を確立して学校人権教育を総合的・継続的に推進し、常に、児童生徒の問題は保護者や地域の人々と連携して解決するよう努めます。

(2) 社会教育

社会の中に根強く残る部落差別をはじめとするあらゆる不合理な差別や偏見をなくすため、家庭・地域・企業との連携と協調により、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、人権を尊重するあたたかい人間関係の醸成に努めます。

❖ 施策の方向

♣ 交流活動の推進

コミュニティ・スクールの取組を通して、学校・家庭・地域の連携を強化し、人権教育を推進します。

♣ さまざまな機会を利用した人権教育の推進

町内の公民館活動、保育園・こども園・小中学校の家庭教育学級、PTAでの学習活動などに人権教育・人権学習を位置づけ、学校・家庭・社会教育関係諸団体との連携により、さまざまな機会を活用して人権問題に対する理解を深め、豊かな人権感覚の養成に努めます。

2 人権啓発の推進

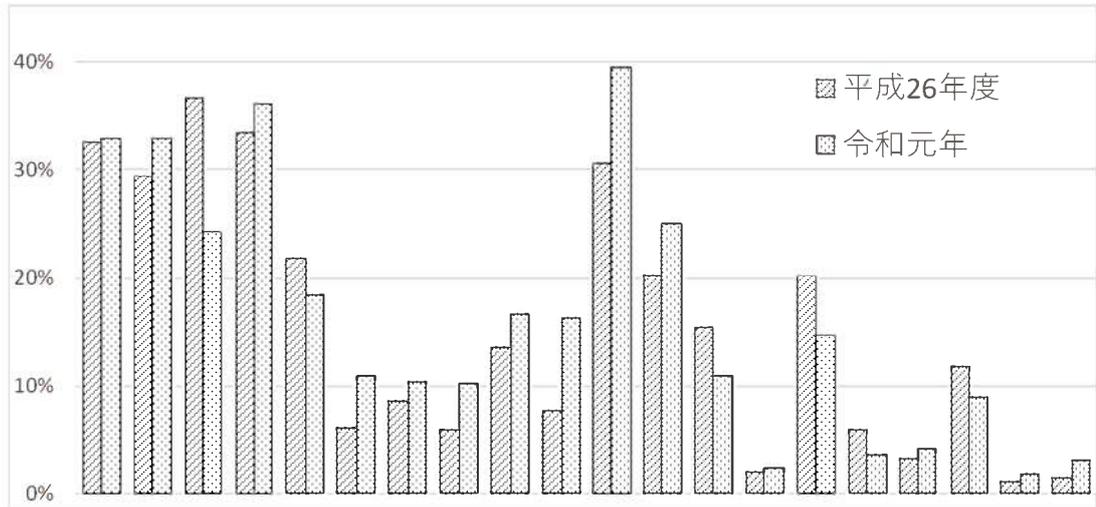
すべての住民が人権に対する正しい認識と理解を持つには、人権問題を自分のこととして捉えることが大切です。そのためには、人権問題について考える機会を与える働きかけが必要であり、あらゆる場面で人権意識を高めていく啓発活動が求められます。また、住民の理解と共感を得るという視点から、社会情勢を踏まえた啓発や相談体制の充実などが重要となり、さらに、人権問題に直面した時には、専門的な助言や支援により保護や自立支援へ適切につなげることが求められます。

本町では、人権週間を中心とした各種啓発活動の充実のほか、さまざまなメディアを利用した取組を行い、すべての住民の目に触れる啓発活動を展開していきます。

町民意識調査の結果では、関心を持っている人権問題について聞いたところ、パソコンやスマートフォンなどの普及による「インターネットによる人権侵害」が 39.6%でもっとも高く、ネット社会への関心の高さを示しており、次いで「障がい者の人権問題」、「女性の人権問題」、「子どもの人権問題」が 30%以上と高くなっています。性別にみると、男性は「インターネットによる人権侵害」が 44.3%ともっとも高く、女性に比べて 7.9 ポイント上回っており、女性は「女性の人権問題」が 41.9%ともっとも高く、男性を 20.8 ポイント上回っています。また、年代別にみると 10 歳代～50 歳代では「インターネットによる人権侵害」が 40%以上ともっとも高く、60 歳代では「障がい者の人権問題」が 44%、70 歳代では「高齢者の人権問題」が 30.7%となりました。

さらに、5 年前の調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」が 8.9 ポイント、「性的指向の異なる人や、性同一性障がい者への人権問題」が 8.7 ポイント高くなっており、各世代において、身近な生活にかかわる人権問題への関心・意識が高いことがうかがえます。

関心を持っている問題（いくつでも）



区分		関心を持っている問題（いくつでも）																				
		女性の人権問題	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	障がい者の人権問題	同和問題	外国人の人権問題	感染症患者等の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	犯罪被害とその家族の人権問題	性的指向の異なる人や、性同一障がい者への人権問題	インターネットによる人権侵害	職場での人権問題	災害時の人権問題	アイヌの人々の人権問題	北朝鮮当局による拉致問題	ホームレスの人権問題	人身取引	特に関心を持っている問題はない	その他	無回答	
全体	平成26年	710	32.5	29.4	36.6	33.5	21.8	6.1	8.5	5.8	13.5	7.6	30.7	20.1	15.4	2.0	20.1	5.9	3.2	11.8	1.1	1.5
	令和元年	566	32.9	32.9	24.2	36.2	18.4	10.8	10.2	10.1	16.6	16.3	39.6	24.9	10.8	2.3	14.7	3.5	4.1	8.8	1.8	3.0
性別	男性	228	21.1	32.9	21.5	36.8	21.1	14.9	11.0	9.2	17.1	10.5	44.3	23.2	11.8	1.8	15.4	3.9	1.8	8.8	3.1	3.9
	女性	308	41.9	33.8	25.0	35.4	17.2	7.8	9.7	11.0	16.9	21.1	36.4	26.0	10.4	2.9	14.6	2.9	4.9	9.7	0.6	1.6
年齢	10歳代	15	26.7	46.7	40.0	46.7	0.0	20.0	20.0	6.7	13.3	26.7	66.7	13.3	0.0	6.7	13.3	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0
	20歳代	45	42.2	33.3	13.3	28.9	6.7	20.0	11.1	8.9	26.7	35.6	44.4	31.1	17.8	4.4	15.6	4.4	6.7	8.9	6.7	0.0
	30歳代	75	37.3	40.0	22.7	37.3	9.3	9.3	12.0	5.3	16.0	26.7	40.0	29.3	6.7	2.7	10.7	2.7	5.3	13.3	1.3	2.7
	40歳代	78	43.6	38.5	16.7	33.3	25.6	10.3	20.5	20.5	19.2	55.1	33.3	19.2	5.1	16.7	9.0	9.0	6.4	1.3	1.3	2.7
	50歳代	98	34.7	39.8	19.4	34.7	18.4	12.2	8.2	9.2	15.3	15.3	44.9	32.7	10.2	3.1	10.2	1.0	5.1	5.1	2.0	0.0
	60歳代	141	27.7	31.9	29.8	44.0	24.8	9.9	6.4	13.5	16.3	11.3	36.2	19.9	9.2	0.7	19.1	3.5	0.0	9.2	2.1	2.8
年齢	70歳以上	101	23.8	16.8	30.7	28.7	18.8	5.9	6.9	4.0	11.9	4.0	21.8	12.9	9.9	1.0	14.9	0.0	2.0	11.9	0.0	6.9
	無回答	13	30.8	23.1	23.1	46.2	7.7	7.7	7.7	0.0	15.4	15.4	30.8	30.8	0.0	0.0	30.8	7.7	15.4	0.0	0.0	23.1
参考	岐阜県	1014	24.3	35.3	24.7	33.8	4.3	8.0	6.0	5.3	12.9	9.4	34.1	22.2	19.5	21.0	18.6	4.0	7.7	10.2	1.2	2.0

❖ 施策の方向

さまざまな機会・媒体を活用して、人権にかかわる法律などの周知、人権に関する基本的な考え方など、知識の習得を目的とした啓発を推進するとともに、生命の尊さ・大切さや、ほかの人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進します。

♣ 啓発活動の充実・強化

人権週間（12月4日～10日）において、人権擁護推進大会を開催し、人権問題に関する講演会や小中学生による意見発表、ポスター・標語などの作品展示などを通し、住民の人権問題への意識を喚起し、理解を促す啓発活動の充実・強化に努めます。また、啓発のぼりや広報誌への「シリーズ人権」の掲載、ホームページでの周知・啓発、パンフレットの全戸配布など住民の目に触れる啓発活動や、人権擁護委員による啓発グッズの配布によるPRなど、効果的な啓発活動に努めます。

♣ 企業への啓発と支援

効果的な人権教育を推進するため、企業内での社員研修などへの講師派遣や学習教材、各種情報、啓発関係資料の提供などの支援に努めます。

企業などにおける公正な採用選考の確率を図り、就職の機会均等に取り組むよう、県などの関係機関と連携して啓発活動を推進します。

♣ 相談体制の充実

さまざまな人権問題が起きた際にも、住民が迷うことなく相談でき、安心できる体制づくりをめざします。

人権侵害を受けた際の相談窓口を明示し、住民への周知に努めるとともに、法務局、県などの関係機関と連携し相談体制の充実を図り、虐待や暴力など緊急的な対応が求められる際には、児童相談所や一時的な保護施設などの関係機関へ適切につなげていきます。

3 職員研修の推進

行政職員・福祉関係職員・社会教育団体指導員・相談員など、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人に対する人権教育・啓発の充実を図るため、職員研修や相談員・指導者の養成に努めます。

3 分野別施策の推進

1 女性

❖現状と課題

女性問題への取組は、国際的な女性の地位や男女平等の動きとして、国連が中心となり進めており、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機としてその後10年間を「国際女性のための10年」とし、1979年（昭和54年）には「女子差別撤廃条約」を採択しました。また、2000年（平成12年）には「女性2000年会議」により女性の人権に関する成果文書が採択されています。

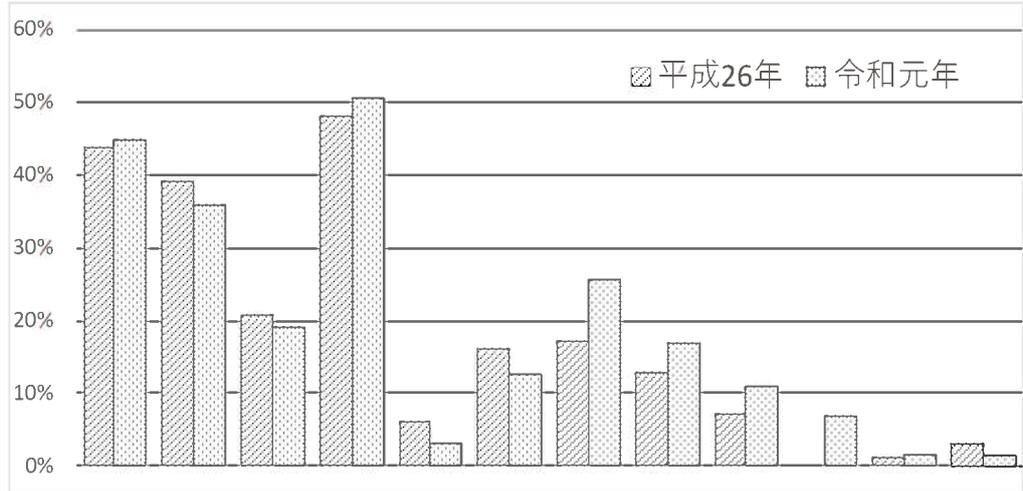
国においては、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」の批准以降、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為規制法」、「配偶者暴力防止法」の制定など国内法の整備が進められてきました。

本町では、2002年（平成14年）に「養老町男女共同参画プラン」を策定し、その後2012年（平成24年）に改定し、“ともにささえあい ともに担い、誰もが輝く社会をめざして”をスローガンに、各分野での取組を進めてきました。

しかし、町民意識調査の結果では、女性の人権問題について特に問題だと思うこととして「家事・育児や介護など、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」（50.4%）が最も高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児など性別による固定的な役割分担意識があること」（44.9%）、「職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること」（35.9%）の順となり、さまざまな場面において女性が不利益を受けていることがうかがえます。さらに、職場や夫・パートナーからの暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力事案が増加しており、男女平等の社会を実現するための課題がうかがえます。

本町では、「養老町第三次男女共同参画プラン」の策定を2021年（令和3年）に行う予定としており、2015年（平成27年）に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」という。）に基づく「市町村行動計画」を新たに盛り込み、仕事と子育て・介護の両立支援への取組を促進します。

女性の人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



区分	全体	問題項目													
		固定的な役割分担意識があること	一男は仕事、女は家事・育児など性別による	職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること	職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること	地域社会において、女性の伝統行事への参加制限といった習慣やしきたりが残っていること	家事・育児や介護など、男女が共同して担うことができない社会の仕組みが十分整備されていないこと	商品の広告などで、伝えたい内容に関係なく女性の着姿などむやみに使用していること	政策や方針を決定する過程に女性が十分参画していない、または参画できないこと	ニテイ・ハラステック・ハラスメントやマタニティ・ハラステック・ハラスメントを受けやすい職場においてセクシャル・ハラステック・ハラスメントを受けやすいこと	家庭内や恋愛関係においてドメスティック・バイオレンス（DV）を受けること	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
全体	平成26年	710	43.8	39.2	20.8	48.0	6.1	16.1	17.2	12.8	7.2	-	1.3	3.2	
	令和元年	566	44.9	35.9	19.1	50.4	3.0	12.5	25.4	16.8	11.0	6.9	1.4	1.6	
性別	男性	228	39.5	42.1	19.3	43.0	2.6	13.6	27.2	19.7	11.8	7.0	1.8	1.8	
	女性	308	49.0	31.2	19.5	56.8	3.6	11.4	25.6	14.9	9.7	6.2	1.0	1.3	
年齢別	10歳代	15	60.0	33.3	13.3	46.7	0.0	0.0	46.7	13.3	6.7	13.3	0.0	0.0	
	20歳代	45	44.4	55.6	13.3	46.7	0.0	6.7	40.0	17.8	8.9	4.4	0.0	0.0	
	30歳代	75	54.7	28.0	18.7	54.7	1.3	6.7	38.7	21.3	6.7	6.7	1.3	1.3	
	40歳代	78	57.7	32.1	19.2	51.3	2.6	6.4	24.4	16.7	5.1	5.1	5.1	1.3	
	50歳代	98	49.0	29.6	17.3	57.1	3.1	9.2	21.4	16.3	8.2	4.1	3.1	2.0	
	60歳代	141	37.6	41.8	19.9	51.1	5.7	17.0	22.0	19.9	11.3	7.1	0.0	1.4	
	70歳以上	101	34.7	33.7	23.8	40.6	3.0	20.8	16.8	9.9	20.8	9.9	0.0	3.0	
	無回答	13	23.1	38.5	15.4	53.8	0.0	30.8	15.4	15.4	23.1	15.4	0.0	0.0	
参考	岐阜県	1014	35.8	31.2	14.8	45.0	6.9	14.8	25.4	18.6	7.3	0.0	1.3	1.7	

❖ 施策の方向

「養老町男女共同参画プラン」に基づき、誰もが自分らしく生き生きと生活できる社会を実現するため、根強く残る固定的な性別役割分担意識や女性に対する暴力根絶などへのさらなる推進に加え、女性活躍推進法に基づく取組を促進し、人権の尊重を基本とする心と絆づくりを進め、ともに力をあわせる地域風土の創造をめざします。

♣ 男女の人権が守られる社会の実現

男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる人権侵害や不平等間をなくし、人権尊重意識の高揚を図るため、講演会や研修などさまざまな機会や媒体を活用して啓発活動の充実に努めます。

♣ 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力（DV、セクハラ、マタハラ、性犯罪、売買春など）を許さない社会環境づくりを推進し、街頭啓発の実施など啓発活動に努めます。また、女性の相談窓口として、「岐阜県女性相談センター」や法務局の「女性人権ホットライン」の周知を図ります。

♣ 固定的な性別役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識や、男女に対する意識や慣習を見直し、家庭生活でも地域社会でも性別にとらわれることなく対等に参画できるよう、セミナーや講座などの充実に努めます。

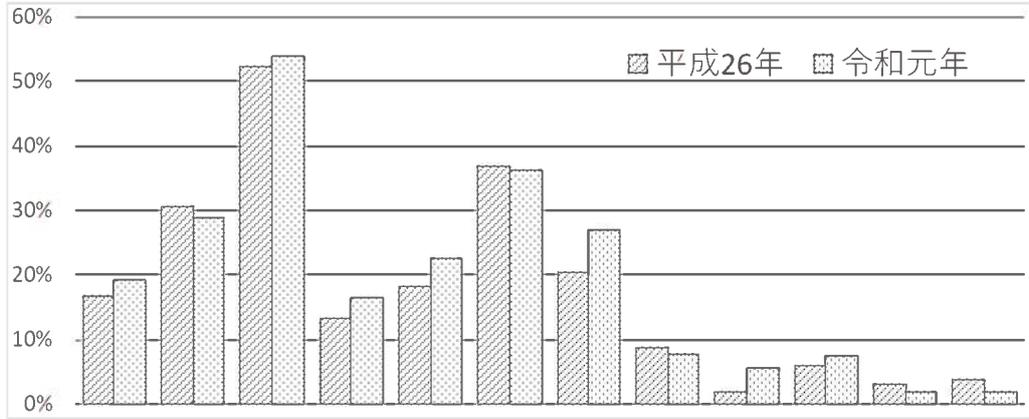
♣ 家庭生活と仕事の両立ができる環境の整備

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が得られるような、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざし、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して働くことができる環境づくりを推進します。

♣ 男女が健康で安心できる社会の実現

各種検診や予防接種の強化、メンタル面のサポートなど、健康づくりにおけるさまざまな支援体制の充実に努めます。また、女性が生涯を通じて、自らの身体についての自己決定を行い、健康を享受する権利（リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ：性と生殖に関する健康／権利）の理念に基づき、その普及を図ります。

女性の人権を尊重するために必要だと思うこと（3つまで）



区分	全体	必要だと思うこと（3つまで）													
		す る	確 保	雇 用	環 境	家 庭	多 く	あ ら	学 校	わ れ	男 女	固 定	女 性	特 に	わ か
全 体	平成26年	710	16.6	30.6	52.3	13.2	18.3	36.8	20.4	8.7	1.8	5.8	3.2	3.7	
	令和元年	566	19.1	28.6	53.7	16.4	22.6	36.2	26.9	7.8	5.7	7.2	1.9	1.8	
性 別	男 性	228	21.1	30.3	49.6	16.7	23.2	32.0	25.0	7.5	5.7	6.6	3.1	1.3	
	女 性	308	16.2	28.6	57.1	16.9	20.5	40.3	29.9	8.1	5.5	6.8	1.0	1.9	
年 齢 別	10歳代	15	93.3	40.0	33.3	6.7	0.0	20.0	20.0	13.3	0.0	26.7	0.0	0.0	
	20歳代	45	17.8	75.6	77.8	8.9	8.9	6.7	28.9	17.8	8.9	13.3	0.0	0.0	
	30歳代	75	34.7	37.3	64.0	16.0	14.7	24.0	30.7	9.3	8.0	13.3	5.3	2.7	
	40歳代	78	28.2	43.6	78.2	6.4	10.3	32.1	10.3	9.0	10.3	12.8	2.6	2.6	
	50歳代	98	36.7	28.6	84.7	12.2	11.2	22.4	21.4	6.1	6.1	7.1	6.1	4.1	
	60歳代	141	36.9	58.2	57.4	13.5	19.1	25.5	18.4	7.1	6.4	6.4	0.7	2.8	
	70歳以上	101	47.5	45.5	37.6	12.9	15.8	16.8	25.7	5.0	20.8	16.8	0.0	7.9	
	無回答	13	76.9	30.8	84.6	0.0	38.5	7.7	0.0	7.7	0.0	15.4	0.0	0.0	
参考	岐阜県	1014	14.4	27.8	50.6	16.9	21.0	33.1	19.8	11.5	5.0	6.6	1.4	1.5	

2 子ども

❖現状と課題

1989年（平成元年）、国連は、子どもの人権のために「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択し、国では、1994年（平成6年）に批准しました。この条約では、「原則として大人と同様の権利の保障」、「親の社会的地位・財産・人種などによる不平等の排除」、「考えをまとめる力のある子どもが、自分に影響があることに意見を表明することができること」など、児童の最善の利益を保障することとされています。

国においても、1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を、翌年の2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されています。

しかしながら、少子化や家族の形態の多様化、近隣とのつきあいの希薄化などの社会情勢の変化の中で、児童虐待をはじめ、いじめ・不登校・非行、児童ポルノ、貧困など、重大で深刻な社会問題が生じています。特に、近年では地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話、スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの人権に関する問題は、依然として厳しい状況にあります。

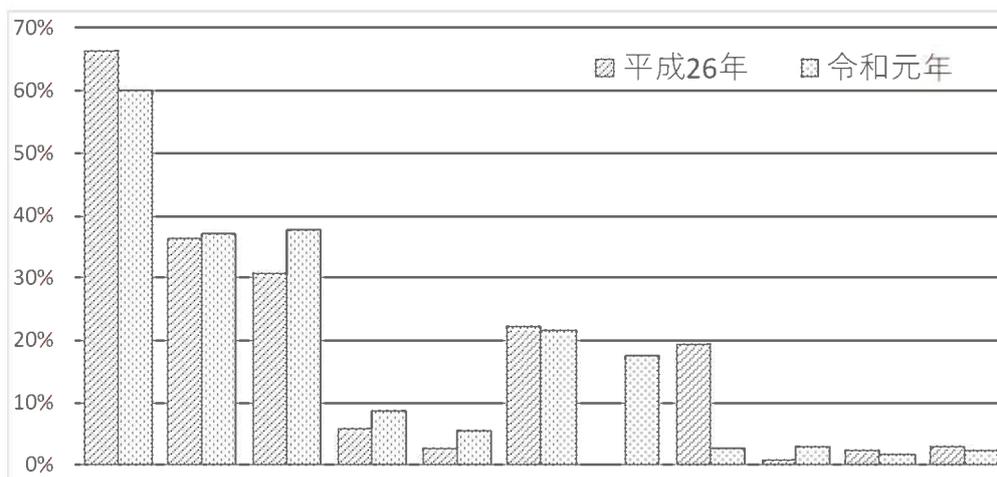
本町では、2020年（令和2年）に、子ども・子育て支援法に基づく「第2期養老町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと子育て家庭を、地域ぐるみで温かく見守り支援し「すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち」をめざすこととしております。

今回行った町民意識調査によると、子どもの人権問題について特に問題があると思うことについては、「仲間はずれや無視、容姿に関する悪口など、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと」（60.1%）が最も多く、次いで「家庭で親が子どもを虐待すること」（37.6%）や、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」（37.1%）が大きな問題となっています。

また、子どもの人権を守るために必要だと思うことでは、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」（50.7%）が最も高く、次いで「子どもの個性・自主性を尊重するような社会を作り上げる」（44.2%）、「親の家庭でのしつけや教育力を向上させる」（30.7%）となっています。

子どもの生活時間の多くは、家庭と学校（保育園など）で構成されることから、これにかかわる大人の意識啓発を進めるとともに、“健やかな成長・発達、自立を保障される権利を有し、その最善の利益が優先される”という改正児童福祉法の理念を基本として、子どもたちが健やかに心豊かに育ち、子育てがしやすい環境の整備が必要となります。

子どもの人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



区分	全体	人数	「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと	いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする人	家庭で親が子どもを虐待すること	学校や就職の選択などに関する子どもの意見について、親がその意見を無視すること	学校で教師が体罰を行うこと	子どもを成績や学歴だけで判断すること	インターネット上に、子どもにとって有害な情報がたくさんあること	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
			割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
全体	平成26年	710	66.2	36.5	30.8	5.8	2.7	22.3	-	19.4	0.6	2.4	2.8
	令和元年	566	60.1	37.1	37.6	8.5	5.5	21.6	17.5	2.7	2.8	1.8	2.3
性別	男性	228	62.3	38.6	32.9	9.6	7.5	20.6	10.5	3.9	3.1	1.8	2.2
	女性	308	60.1	36.4	41.9	7.8	4.2	22.1	23.4	1.6	1.9	1.3	2.3
年齢別	10歳代	15	86.7	13.3	40.0	20.0	6.7	26.7	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	45	55.6	40.0	53.3	15.6	8.9	17.8	8.9	2.2	2.2	0.0	0.0
	30歳代	75	65.3	29.3	53.3	8.0	6.7	12.0	24.0	2.7	2.7	1.3	1.3
	40歳代	78	67.9	30.8	41.0	11.5	10.3	14.1	19.2	2.6	2.6	2.6	1.3
	50歳代	98	57.1	40.8	35.7	7.1	4.1	21.4	24.5	2.0	1.0	4.1	2.0
	60歳代	141	61.7	46.8	32.6	8.5	2.1	28.4	15.6	0.0	1.4	0.7	1.4
	70歳以上	101	51.5	33.7	24.8	4.0	5.9	25.7	11.9	6.9	6.9	1.0	6.9
	無回答	13	38.5	30.8	38.5	0.0	0.0	23.1	15.4	7.7	7.7	7.7	0.0
参考	岐阜県	1014	61.7	35.8	37.3	5.7	2.6	15.6	20.0	1.5	2.4	1.1	1.3

❖ 施策の方向

常に子どもの視点に立ち、大人一人ひとりが地域や家庭での子育てについての関心を一層深めるとともに、行政・家庭・学校・地域などが連帯を図りながら施策を推進できる体制づくりをめざします。

♣ 地域社会全体で子どもを守る取組

子ども支援の専門性を持ち、地域の 18 歳までのすべての子ども・家庭・妊産婦を、切れ目なく継続的に支援する体制を整備するよう努めます。

また、極度の育児不安がある保護者や、定期的に見守りが必要な家庭を対象とした保健師による助言・指導などを行い、適切な養育が行われるよう支援するとともに、虐待の予防支援などを行います。

♣ 児童虐待の早期発見・早期対応

「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待の防止、早期対応、援助などの総合的な取組が行われるよう、関係機関によるネットワークを強化します。

また、住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。

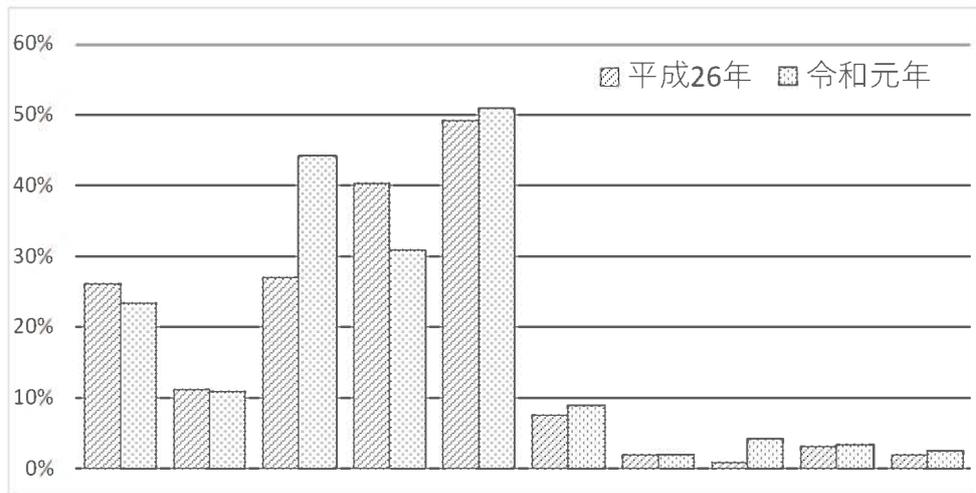
♣ 教育における子どもの人権尊重

学校教育では、児童生徒の身のまわりにあるいじめや偏見、差別の現実を正しく把握し、児童生徒の実態に応じた人権尊重の教育を計画的・累積的に行います。また、学校と家庭及び地域社会との連携を図り、地域ぐるみの体制を確立して、総合的・継続的に推進します。

♣ 情報モラル教育の推進

インターネットやSNSなどによるいじめやトラブル、有害情報などから子どもを守るため、子どもだけでなく大人も含めた情報モラル教育に関する取組を推進します。

子どもの人権を守るために必要だと思うこと（2つまで）



区分	全体	子どもの人権相談所や電話相談所を充実する	子どもの人権を守るための啓発広報活動を推進する	子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる	親の家庭でのしつけや教育力を向上させる	携えて活動に取り組む	児童買春・児童ポルノ等の取り締まりを強化する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他	無回答	
		平成26年	710	26.2	11.1	27.0	40.3	49.2	7.6	2.0	1.0	3.0
令和元年	566	23.3	10.8	44.2	30.7	50.7	9.0	2.1	4.2	3.4	2.5	
性別	男性	228	26.8	14.0	40.8	30.7	46.5	6.1	1.8	4.4	3.5	2.2
	女性	308	21.4	8.4	48.7	30.5	52.9	10.7	2.6	3.9	2.9	2.6
年齢別	10歳代	15	46.7	6.7	40.0	6.7	66.7	6.7	0.0	6.7	6.7	0.0
	20歳代	45	17.8	11.1	42.2	24.4	53.3	4.4	2.2	4.4	8.9	0.0
	30歳代	75	29.3	12.0	44.0	30.7	46.7	13.3	4.0	5.3	2.7	1.3
	40歳代	78	16.7	11.5	38.5	42.3	44.9	17.9	1.3	3.8	5.1	1.3
	50歳代	98	24.5	10.2	49.0	31.6	57.1	5.1	1.0	2.0	3.1	2.0
	60歳代	141	29.1	7.1	48.9	34.8	51.1	5.0	0.7	2.1	2.1	1.4
	70歳以上	101	13.9	16.8	39.6	21.8	45.5	9.9	5.0	7.9	1.0	7.9
	無回答	13	23.1	0.0	38.5	30.8	69.2	15.4	0.0	7.7	7.7	0.0
参考	岐阜県	1014	18.4	7.4	22.2	25.4	35.2	5.3	1.0	2.6	1.6	0.8

3 高齢者

❖現状と課題

わが国の高齢化・長寿化の進展に伴い、高齢者の孤独や大規模災害への対応が課題といわれ、地域住民やボランティアによる見守りや日常生活の支援、災害時の支援体制づくりが求められています。また、高齢者への虐待、経済的困窮、悪徳商法などによる被害、財産管理や遺産相続などにかかわるトラブルも増加する可能性があり、高齢者の人権を侵害する恐れがあります。さらには、寝たきりや認知症などにより何らかの支援や介護を必要とする高齢者が急速に増加しており、これら高齢者を取り巻く状況は大きな社会問題となっています。

本町でも世帯規模は縮小傾向にあり、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が大幅に増加しています。地域のつながりについてみると、本町は三世帯同居世帯が比較的多い町であり、どちらかといえば近所づきあいや地域団体の結びつきが強い地域といえますが、それでも、昨今の生活様式の変化や価値観の多様化で、家庭や地域における相互扶助機能や住民のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は変容しつつあります。高齢者が認知症を予防し健康寿命を長く保つことで、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を続けられるよう、行政、社会福祉協議会、地域住民、福祉関係者など、地域を支えるさまざまな機関がそれぞれの役割を担い、協働で取り組んでいく体制づくりが重要です。

また、町では介護保険法と老人福祉法に基づく「養老町シニアプラン 21」により、住み慣れた地域で安心して暮らせる介護サービスのより一層の充実と、地域住民が支えながら取り組める認知症予防・介護予防・健康づくりを促進します。

❖施策の方向

高齢者の人権については、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が予測されるため、虐待の防止や成年後見制度などの利用促進を図り、高齢者の権利擁護に努めます。

また、「岐阜県高齢者安心計画」に基づく各種施策を推進していくことにより、高齢者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

♣ 高齢者の人権を尊重する意識づくり

町民憲章の「おとしよりも豊かにくらす町にしましょう」を目標に、高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会の実現をめざし、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、意識啓発の拡充・強化に努めます。

また、学校教育などを通じ、子どもと高齢者との交流機会の拡充に取り組むなど、高

齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育むとともに、さまざまな生きた知識や人間としての生き方を学ぶ機会とします。

♣ 高齢者の社会参加への支援

高齢者が、これまでに培った経験・知識・技能などを生かしながら、地域社会の重要な一員として、就労・生涯学習・スポーツ・ボランティア活動などさまざまな分野への参加機会を得られるよう支援します。

「高齢者は支援される側」という意識を払拭し、地域を支える大きな力であることを認識し、高齢者の生きがいの充実を図り、社会参加を促進します。

♣ 高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が予測されることから、地域連携ネットワークにより高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応できるよう取り組みます。

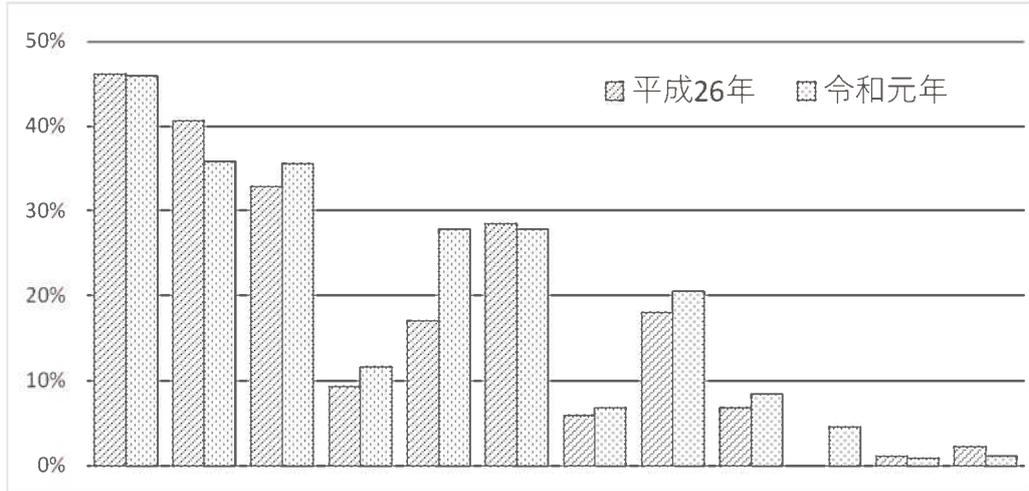
また、認知症などにより判断能力が不十分な方が不利益を被らないよう、保護し支援する成年後見制度や、生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常生活自立支援事業などについて周知を図ります。また、必要に応じ制度利用のための支援も行います。

♣ 地域での見守り支援

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、地域の関係団体と協力し、「ふれあい・いきいきサロン」の充実を図ります。これは、高齢者の通いの場であり、見守りの観点からも有効な取組であり、更なる内容の充実と新たなサロンの開設を促進します。

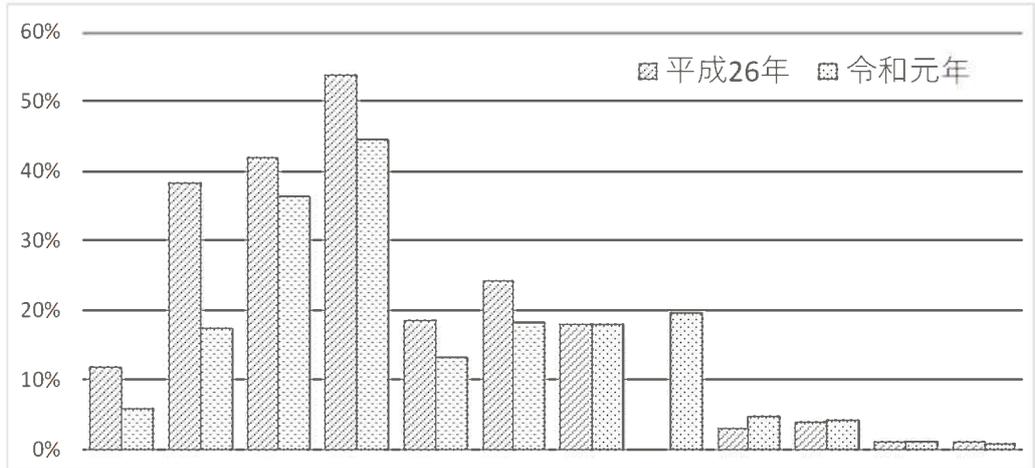
また、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成、増員することで認知症に対する理解を広めていきます。

高齢者の人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



区分	全体	経済的に自立が困難であること	働ける能力を発揮する機会が少ないこと	悪徳商法の被害が多いこと	せや虐待をすること	家庭内での介護において嫌がらせや虐待をすること	病院や介護施設等において劣悪な処遇や虐待をすること	高齢者を邪魔者扱い、つまはじきにすること	高齢者を子どもまたは幼児扱いすること	高齢者の意見や行動を尊重しないこと	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
		全体	平成26年 令和元年	710 566	46.2 45.9	40.7 35.9	32.8 35.7	9.3 11.5	17.0 27.9	28.6 27.9	5.9 6.9	17.9 20.5	6.9 8.3	- 4.6
性別	男性	228	49.1	39.9	33.8	10.5	22.4	31.1	5.7	18.9	7.5	3.5	1.8	1.8
	女性	308	43.5	33.1	38.3	12.7	32.1	25.6	7.1	21.8	9.1	5.2	0.3	0.3
年齢別	10歳代	15	13.3	20.0	26.7	26.7	33.3	53.3	13.3	26.7	0.0	13.3	0.0	0.0
	20歳代	45	35.6	33.3	22.2	17.8	35.6	20.0	2.2	15.6	17.8	8.9	0.0	0.0
	30歳代	75	52.0	37.3	45.3	12.0	22.7	26.7	2.7	8.0	10.7	2.7	1.3	1.3
	40歳代	78	44.9	42.3	34.6	14.1	19.2	17.9	6.4	19.2	7.7	6.4	1.3	0.0
	50歳代	98	42.9	40.8	40.8	11.2	29.6	28.6	12.2	22.4	4.1	1.0	2.0	1.0
	60歳代	141	49.6	34.0	36.2	9.2	29.8	36.9	7.1	25.5	5.0	2.8	0.0	0.7
	70歳以上	101	49.5	30.7	30.7	6.9	30.7	24.8	5.9	23.8	12.9	5.9	1.0	3.0
	無回答	13	46.2	38.5	38.5	15.4	23.1	15.4	7.7	15.4	7.7	15.4	0.0	0.0
参考	岐阜県	1014	50.1	40.4	38.3	16.0	31.2	23.4	19.3	5.4	4.6	1.0	4.9	0.8

高齢者の人権を守るために必要だと思うこと（2つまで）



区分	全体	必要だと思うこと（2つまで）													
		敬老の日、老人の日、老人週間などの行事を通して、高齢者の福祉について、関心と理解を深める	学校や家庭、地域で高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける	機会を増やす	高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす	年金や住宅、福祉・医療サービスなどの充実で	高齢者の生活の安定を図る	相談事業の充実や高齢者をねらった犯罪等の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度の充実させる	高齢者を国一的に見るのではなく、一人ひとりにあった施策を充実させる	駅や道路の段差の解消、公共交通機関整備を促進する	自由に行動したり買い物に出かけられるよう、	家族隣人、ボランティアなどの地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる	特に必要なと思うことはない	わからない	その他
全体	平成26年	710	11.8	38.2	42.0	53.7	18.6	24.1	18.0	-	3.1	3.9	1.0	1.1	
	令和元年	566	6.0	17.5	36.2	44.5	13.3	18.4	18.0	19.6	4.8	4.2	1.2	0.9	
性別	男性	228	7.9	18.4	38.2	42.1	14.0	19.7	14.5	18.4	5.7	3.1	1.3	1.3	
	女性	308	5.2	16.9	35.1	46.8	14.0	16.9	20.5	20.1	4.5	4.9	1.0	0.3	
年齢別	10歳代	15	13.3	6.7	26.7	53.3	40.0	6.7	13.3	20.0	0.0	6.7	0.0	0.0	
	20歳代	45	2.2	11.1	37.8	35.6	15.6	17.8	28.9	13.3	4.4	8.9	0.0	0.0	
	30歳代	75	6.7	16.0	44.0	33.3	21.3	16.0	9.3	13.3	10.7	4.0	4.0	1.3	
	40歳代	78	6.4	17.9	35.9	44.9	14.1	15.4	16.7	20.5	6.4	3.8	2.6	0.0	
	50歳代	98	4.1	21.4	35.7	42.9	7.1	26.5	19.4	19.4	5.1	5.1	2.0	1.0	
	60歳代	141	5.0	19.9	34.0	51.1	13.5	19.1	17.7	23.4	0.7	2.8	0.0	0.0	
	70歳以上	101	9.9	14.9	34.7	48.5	8.9	14.9	21.8	18.8	5.9	2.0	0.0	3.0	
	無回答	13	0.0	23.1	38.5	38.5	0.0	23.1	7.7	38.5	0.0	15.4	0.0	0.0	

4 障がい者

❖現状と課題

障がい者は、個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービスなどの社会資源を一層充実していく必要があります。

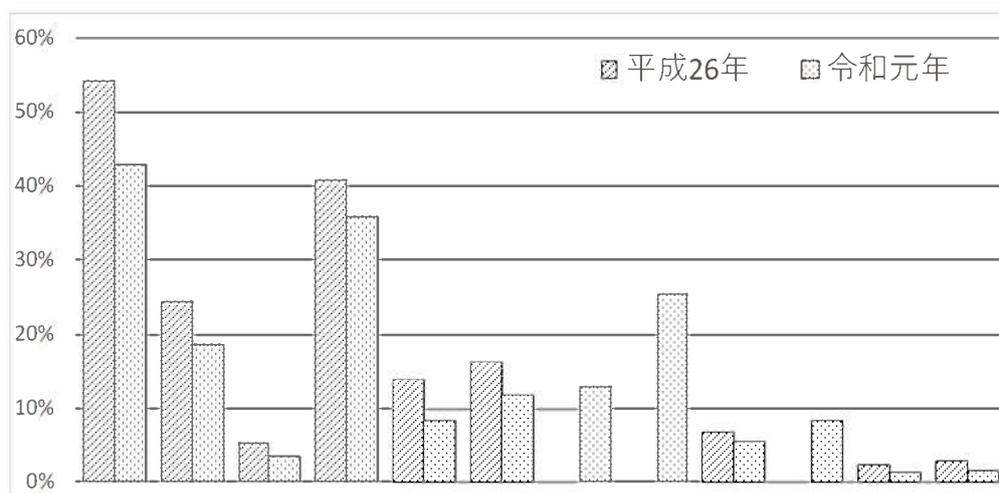
国においては、1993年（平成5年）3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」や1995年（平成7年）12月に決定された「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」に基づき、「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションを基本理念の一つとする障がい者施策を進めてきました。しかし、現実には、車椅子での乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障がいのある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえないことから、ノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障がいのある人の自立と社会参加をさらに促進するための取組が進められています。

町民意識調査の、関心を持っている人権問題はどれかについては、上位2つ目に「障害のある人の人権問題」（36.2%）をあげられており、関心の高さがうかがえます。また、障がい者の人権問題について特に問題があると思うことについては、「障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の意識が欠けている」（42.9%）、「就労の機会が少なく、職種も限られている」（35.7%）が高い比率となっています。

本町では、「養老町第5次障がい者計画」と「養老町第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を一本化した「第3次養老町障がい者プラン」を策定し、障がい福祉サービスの充実に努めていきます。

また、引き続きインクルージョンといった新しい考え方に目を向けた啓発活動に努め、インクルーシブ教育の充実を図るなど、障がいのある人もない人も、地域でともに支え合い明るく暮らせる町をめざします。

障がい者の人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



区分	全体	問題の種類												
		障害のある人の生活上の不便さなどに関する人々の意識が欠けている	道路の段差や駅の建物など外出に支障がある	スポーツ活動や文化活動などへの参加に配慮がなされていない	就労の機会が少なく、職種も限られている	が身近な地域に少ない	でない	身近な地域での福祉サービスが十分	る	ない対応をされる	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
全体	平成26年	710	54.2	24.2	5.2	40.8	13.8	16.1	-	-	6.8	-	2.5	2.8
	令和元年	566	42.9	18.6	3.4	35.7	8.3	11.8	12.9	25.3	5.5	8.3	1.2	1.6
性別	男性	228	43.0	21.1	4.4	34.2	7.9	13.2	11.4	23.2	5.3	7.9	0.9	1.8
	女性	308	45.1	16.9	2.6	36.4	8.4	10.7	14.9	27.3	5.2	8.8	1.0	1.0
年齢別	10歳代	15	46.7	46.7	0.0	13.3	13.3	6.7	20.0	33.3	0.0	6.7	0.0	0.0
	20歳代	45	40.0	13.3	4.4	26.7	6.7	13.3	22.2	42.2	6.7	8.9	0.0	0.0
	30歳代	75	37.3	10.7	2.7	42.7	6.7	12.0	22.7	33.3	4.0	5.3	0.0	1.3
	40歳代	78	39.7	20.5	2.6	32.1	6.4	9.0	11.5	24.4	6.4	11.5	2.6	0.0
	50歳代	98	41.8	25.5	3.1	39.8	11.2	11.2	11.2	21.4	2.0	8.2	3.1	1.0
	60歳代	141	51.1	17.0	4.3	41.8	9.2	7.8	13.5	26.2	1.4	6.4	0.0	2.1
	70歳以上	101	43.6	15.8	3.0	29.7	5.9	19.8	4.0	12.9	13.9	10.9	1.0	4.0
無回答	13	15.4	23.1	7.7	23.1	15.4	15.4	0.0	30.8	15.4	7.7	7.7	0.0	
参考	岐阜県	1014	46.1	20.0	3.7	35.9	11.0	11.9	12.6	21.9	3.9	8.0	1.0	0.8

❖ 施策の方向

「第3次養老町障がい者プラン」に基づき、障がいがある人もそうでない人も学ぶ・働く・遊ぶなど、あらゆる分野に参加する機会が得られ、自分の居場所・役割・仲間を見つけ、ともに支え合って地域で暮らすことができるように、相互理解と地域福祉の推進、生活支援の充実、自立と社会参加の促進など、多岐にわたる施策を計画しており、「支えあい ともに暮らせるまち 養老」の実現をめざします。

♣ 共生する地域づくりと権利擁護の推進

障がいに対する正しい知識・理解を得るため、あらゆる機会を活用して啓発するとともに、「障害者差別解消法」を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。障がいについての知識・理解は、幼少期からの教育や体験の積み重ねが重要となるため、地域での交流などを通じて、障がいの特性や障害のある人についての正しい理解を図ることにより、差別の解消を促進します。

また、障がいのある人の権利と財産を保護するため、要擁護者に対する支援に努めるとともに成年後見制度の利用促進と権利擁護の推進を図ります。

♣ 生活支援と保健・医療の充実

保健センター・医療機関・福祉関係機関などが連携し、年代やライフステージに応じた健康教育や健康相談などを充実させ、障がいや疾病の予防・早期発見・治療のほか各種福祉制度の周知に努めるなど、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

また、障がいのある人が家庭や地域において自立した生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた情報提供や相談窓口の周知を図るなど、障がいのある人やその家族のニーズに応じたさまざまな分野を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。

♣ 療養・保育・教育の充実

障がい児の障がいの軽減や健やかな成長を願い、障がいの早期発見や早期療育体制の充実に努めるとともに、障がい児がその可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう支援します。また、保育園やこども園などから小中学校への切れ目ない教育・指導の推進を図るとともに、障がいのある児童生徒やその保護者への支援体制の強化を図ります。

学校教育においては、人はそれぞれなんらかの違いがあることを子どもの時代から理解させ、障がいのあるなしにかかわらず、ともに生きるための福祉教育の充実に努めます。

♣ インクルーシブ教育の推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じて、多様な学びの場を柔軟に活用できるスタイルづくりに取組めます。小中学校においては、障がいのある児童生徒や保護者の意見を尊重して、障がいのない児童生徒と一緒に学べるよう、合理的配慮の提供と環境整備に努めます。

♣ 社会参加の促進

障がいのある人が、スポーツ・文化・レクリエーション活動などを通じてそれぞれの楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られ、また、地域住民とのふれあいの場となるよう、実施内容や実施機会の充実を図ります。併せて、指導者などの人材育成を推進します。

♣ 雇用・就労の促進

障がいのある人の安定した雇用ができるよう、商工会やハローワークと連携して労働環境の改善や働く場の提供拡大などの支援に努めます。

また、就労を希望する障がいのある人には、障がいの特性を踏まえた支援や個人の状況に応じたさまざまなサポートを行うなど、就労定着に向けた総合的な支援の拡充と体制づくりに努めます。

♣ 生活環境の整備

障がいのある人をはじめ地域に住むすべての人が、不便を感じることなく日常生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした人にやさしいまちづくりを推進します。

5 同和問題（部落差別）

❖現状と課題

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

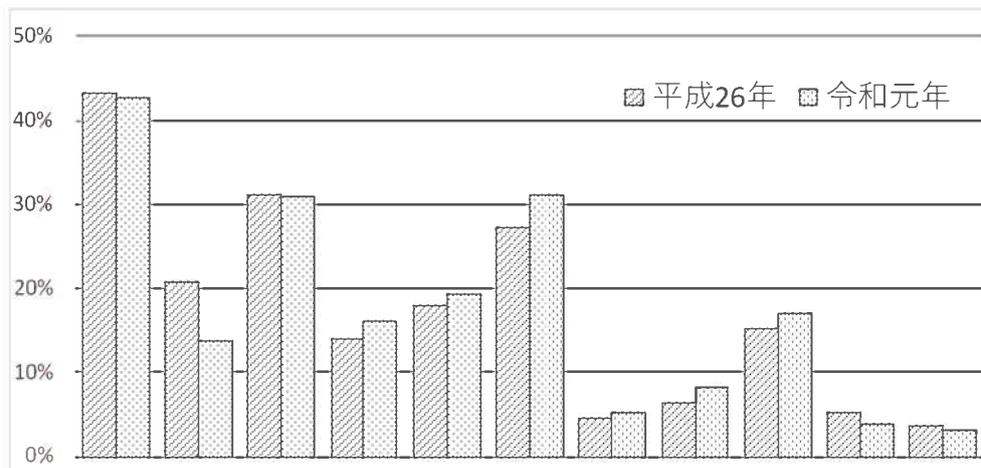
国では、同和問題の早期解決に向けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、二度にわたって施行されてきた立法措置や法改正により、生活環境の改善や啓発活動などの諸施策が33年間実施されました。2002年（平成14年）3月に同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効した後も、人権啓発活動年間強調事項の一つとして、引き続き同和問題に取り組んで来ました。そして、2016年（平成28年）には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

しかし、今なお、こうした人々に対する差別発言・差別待遇などの事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされたりといった同和問題に対する差別事象が発生しています。また、同和問題への無理解などを口実に不当な要求をしたり、高額な書籍を売りつけたりする「えせ同和行為」も、差別を助長して問題解決を遅らせる行為であり、住民が誤った認識を持つことにつながりかねない問題となっています。

町民意識調査によると、同和問題に関し特に問題があると思うことでは、「結婚問題で周囲が反対すること」(42.8%)が最も高く、次いで「同和地区への住居の敬遠」(31.1%)、「差別的な言動をすること」(30.9%)の順となっています。家族の結婚問題では、30歳代以降でこだわりがある人が徐々に多くなり、家族の人が同和地区出身者と結婚したいと言った時どうするかについての調査では、家族や親戚で反対があれば認めないという人もあるなど、心理的な差別が依然として残っていることがうかがえます。さらに、同和問題についての考えについては、「あまりさわがず、そっとしておけばよい」(26.0%)や「わからない」(19.1%)と答えた人が多くいることがうかがえます。

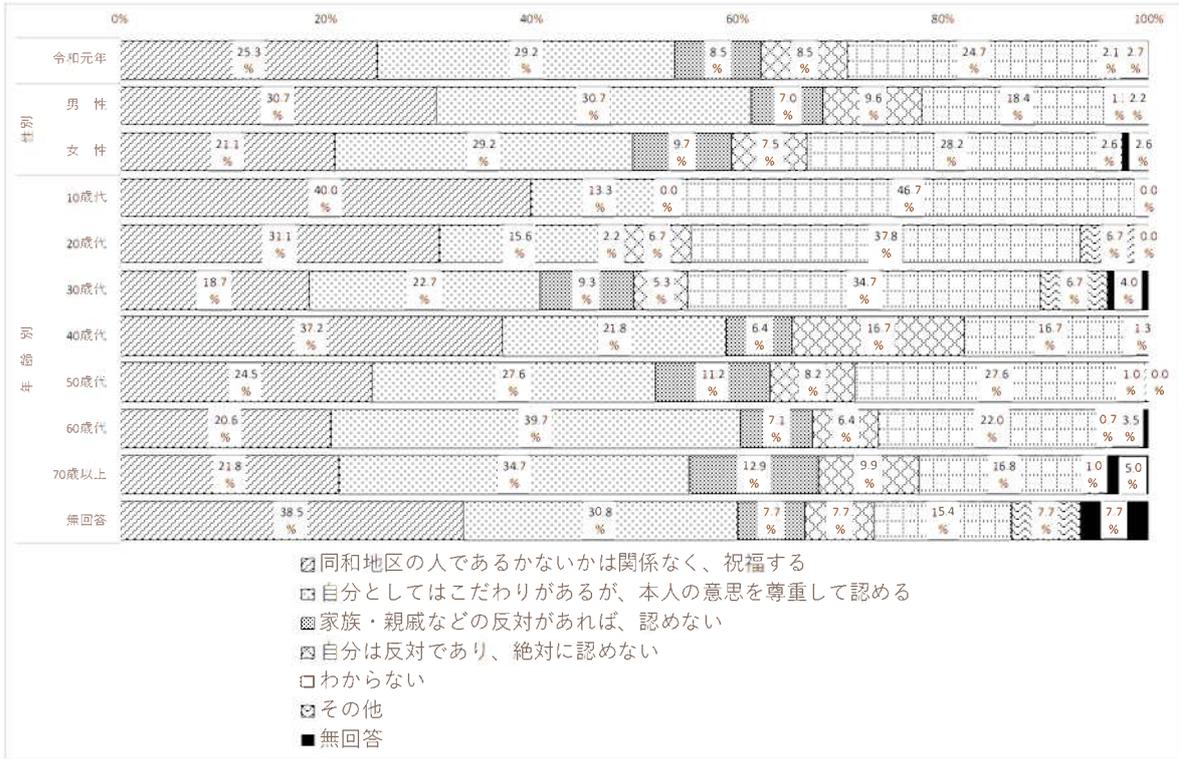
同和問題の解決のためには、新しく制定された法律の基本理念を踏まえ、一人ひとりが他人事と捉えず、同和問題は人権問題であるという正しい理解と認識をもち、間違った判断基準を払拭して主体的に取り組む姿勢が大切です。

同和問題に関し、特に問題があると思うこと（3つまで）

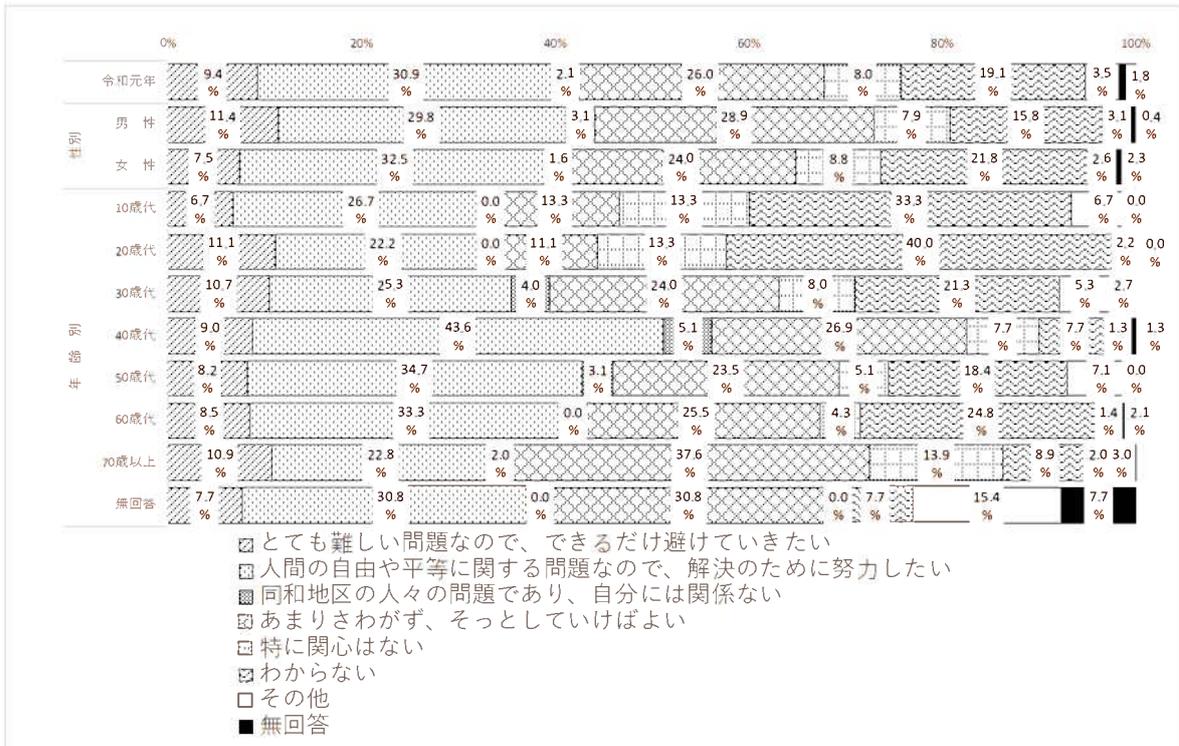


区分	全体	結婚問題で周囲が反対すること	就職・職場で不利な扱いをすること	差別的な言動をすること	身元調査をすること	地域の活動やつきあいでの差別・不利な扱い	同和地区への住居の敬遠	インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答	
		平成26年	令和元年	平成26年	令和元年	平成26年	令和元年	平成26年	令和元年	平成26年	令和元年	平成26年	令和元年
全体	平成26年	710	43.1	20.7	31.0	13.9	17.9	27.2	4.4	6.3	15.2	5.1	3.7
	令和元年	566	42.8	13.8	30.9	16.1	19.3	31.1	5.1	8.3	17.0	3.9	3.2
性別	男性	228	44.7	15.4	37.3	17.1	18.9	32.5	3.9	8.3	14.5	1.8	2.2
	女性	308	41.9	13.0	26.9	15.3	19.8	30.5	5.8	8.4	19.2	4.2	2.9
年齢別	10歳代	15	0.0	20.0	40.0	6.7	13.3	13.3	13.3	0.0	40.0	6.7	0.0
	20歳代	45	24.4	8.9	22.2	11.1	13.3	24.4	4.4	6.7	40.0	2.2	0.0
	30歳代	75	34.7	14.7	34.7	6.7	25.3	30.7	5.3	6.7	25.3	1.3	4.0
	40歳代	78	35.9	21.8	29.5	11.5	25.6	37.2	9.0	11.5	11.5	6.4	0.0
	50歳代	98	44.9	17.3	27.6	21.4	16.3	29.6	8.2	7.1	17.3	4.1	1.0
	60歳代	141	53.9	9.2	34.8	19.1	24.8	32.6	2.8	4.3	11.3	1.4	4.3
	70歳以上	101	49.5	10.9	27.7	20.8	8.9	31.7	2.0	15.8	9.9	5.0	5.9
	無回答	13	53.8	15.4	46.2	15.4	15.4	30.8	0.0	7.7	7.7	23.1	15.4

家族の人が同和地区出身者と結婚したいと言ったときどうするか（単数選択）



同和問題についてあなたの考えを聞かせてください（単数選択）



❖ 施策の方向

町民意識調査の結果で明らかになったように、法の失効による優遇制度の廃止など、同和問題に対する正しい知識や理解が未だ不十分であることを重く受け止め、同和問題解決への積極的な取組をさらに促進することが必要です。

♣ 教育・啓発の促進

学校教育を通じて、児童生徒の人権尊重の精神を培い、同和問題などさまざまな人権問題についての認識を深め、差別をしない、差別を許さない心を育み、差別をなくす実践的態度を身につけた人間の育成に努めます。また、教職員研修などにより、教職員の人権感覚の向上を図ります。

同和問題に対する正しい知識や理解を深め、誤った認識や就職・結婚などに見られる偏見や差別意識の解消をめざして、講演会・研修会などの開催、啓発パンフレットの配布などによる効果的な啓発活動に努め、人権意識の高揚を図ります。

♣ 交流活動の促進

それぞれの地域の住民が、地域交流研修会を通じて親睦を深めることで、互いの地域をよりよく理解し、同和問題への正しい理解と認識を深められるよう、個人の人権を認め合う取組を充実させます。

♣ 隣保館などの活動促進

隣保館が、人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、地域における福祉・文化の向上や、周辺地域の人たちとの交流を深められる事業、各種相談事業などの実施により、多様な機能が発揮できる場となるよう利用促進に努めます。

♣ えせ同和行為の根絶

同和の名の下に、高額な凶書の購入や公共事業に介入するなど、不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、この問題を阻害する大きな要因となっていることから、このような行為に対する認識と適切な対応に関する研修や啓発を充実し、全住民が同和問題に対する正しい認識と理解を深めるように努めます。

また、被害を未然に防ぐため関係機関などとの連携を図り、相談や情報の提供に努めます。

6 外国人

❖現状と課題

国では、1995年（平成7年）に国連で採択された「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族などを理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取組を進めています。近年では、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの抑制・解消が図られています。

観光やスポーツ・ビジネス・学業など訪日する外国人は年々増加傾向にあり、誰もが外国人と接する機会が増えている中、文化などの多様化を認め、生活習慣などを理解・尊重することで、外国人に対する差別や偏見をなくし、お互いの人権に配慮した行動をとることが求められます。

町民意識調査の結果では、多くの住民が、言葉や生活習慣の違いから外国人に対する理解や認識が十分でないことが大きな課題としてあげられましたが、その一方、外国人の人権を尊重するためには外国人の文化や生活習慣などへの理解を深め、適正な就労の場の確保に理解を示すことが必要だという結果になりました。

このことから、在住外国人に対しては多言語による生活に必要な情報提供の充実を図り、住民に対しては、異文化・習慣・価値観などの違いを認識し、尊重し合える交流・啓発・教育の充実を推進していくことが必要です。

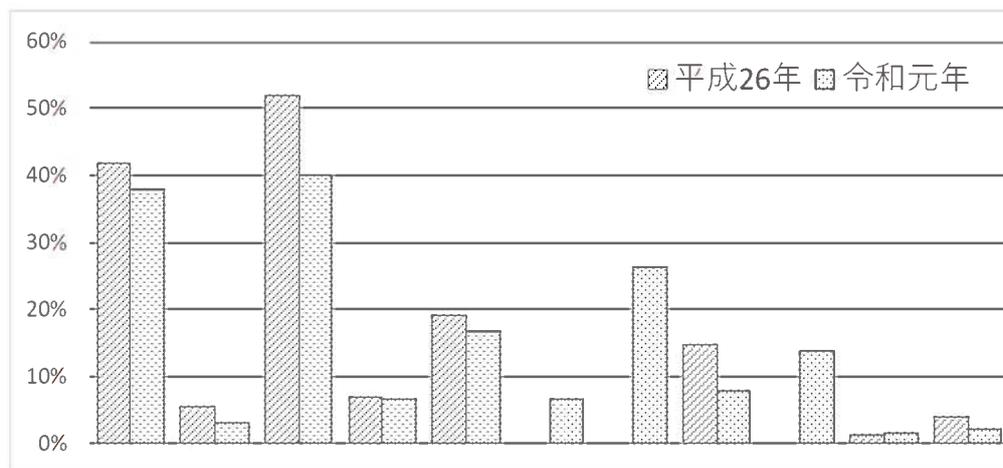
町内在住の外国人人口の推移

単位：人

区分	2004年 (平成16年)	2009年 (平成21年)	2014年 (平成26年)	2019年 (令和元年)
計	477	529	463	577
韓国・朝鮮	51	39	35	28
中国	302	322	305	240
東南アジア・南アジア	47	63	65	240
ブラジル	31	91	38	42
ペルー	10	9	11	18
アメリカ	1	1	3	1
そのほか	5	4	6	8

資料：外国人の国籍別登録人口

日本に住む外国人の人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



区分	全体	問題項目											
		外国人についての理解や認識が十分でないこと	住宅を容易に借りることができないこと	言葉や生活習慣の違いから、地域社会で受け入れられにくいこと	外国人の子どもに対する、自国の言葉での教育が行われていること	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件に置かれていること	発言や行為が行われること	いわれるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為が行われること	医療、保健、防災など、生活に必要な情報が手に入りにくいこと	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
全体	平成26年	710	41.7	5.4	52.0	7.0	19.3	-	-	14.8	-	1.4	3.9
	令和元年	566	38.0	3.0	39.9	6.7	16.8	6.7	26.3	8.0	13.8	1.6	2.3
性別	男性	228	43.9	3.9	45.6	6.6	15.8	8.3	24.1	8.3	7.9	2.2	0.9
	女性	308	34.4	2.6	38.0	6.2	17.9	5.8	27.6	7.1	17.2	1.3	3.2
年齢別	10歳代	15	33.3	6.7	40.0	20.0	26.7	20.0	13.3	0.0	20.0	0.0	0.0
	20歳代	45	35.6	2.2	31.1	6.7	22.2	17.8	37.8	8.9	6.7	0.0	0.0
	30歳代	75	32.0	1.3	41.3	4.0	18.7	8.0	22.7	9.3	16.0	1.3	2.7
	40歳代	78	34.6	6.4	35.9	6.4	14.1	11.5	32.1	10.3	11.5	5.1	0.0
	50歳代	98	41.8	5.1	35.7	7.1	13.3	4.1	30.6	7.1	15.3	2.0	0.0
	60歳代	141	40.4	2.1	48.9	5.0	15.6	3.5	27.7	2.1	12.8	0.7	2.8
	70歳以上	101	37.6	1.0	40.6	5.9	18.8	3.0	14.9	14.9	15.8	1.0	6.9
	無回答	13	53.8	0.0	15.4	30.8	15.4	0.0	30.8	7.7	15.4	0.0	0.0
参考	岐阜県	1014	34.4	3.7	44.1	4.7	16.7	10.7	19.8	8.1	17.1	1.7	1.7

❖ 施策の方向

♣ 啓発活動の充実と強化

人権週間における啓発活動などを通じ、外国人に対する正しい理解と偏見や差別意識を解消する啓発の充実・強化に努めるとともに、多言語による生活に必要な情報提供の充実を図ります。

♣ 国際交流の推進

町内に在住・滞在する外国人と住民が、各種事業や地域の行事などを通じて互いの文化や習慣に触れるとともに、理解を深め尊重し合える関係を築いていけるよう、環境づくりに努めます。

また、国際交流団体による外国人との交流活動や、言語・文化を学ぶ機会の提供を推進し、支援を行います。

♣ 学校教育における国際理解の推進

小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、外国人との交流を通じて生きた英語とコミュニケーション能力や異文化などを学び、体験することで国際理解の充実を図ります。

7 インターネットによる人権侵害

❖現状と課題

インターネットの普及により、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、発信者の匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権にかかわる問題が多発しており、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめ、人権やプライバシーの侵害につながる情報の流出など、その行為は多種多様にわたります。また、人種差別的言動（ヘイトスピーチ）や部落差別などの同和問題、ひいては児童ポルノや自殺を誘うような情報など、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性も高まっています。町民意識調査の結果でも、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」（66.1%）や「個人情報などが流出していること」（45.1%）、「ネット上でのいじめが行われること」（42.9%）に対し、特に問題があると回答されています。

インターネットに一度書き込まれた情報は短期間で拡散することが容易で、瞬時に世界中に広がってしまうばかりか、その書き込みをネット上から完全に削除することは困難なため、長期間にわたって公開され回復しがたい重大な損害を被る危険性があります。このようなことから、2002年（平成14年）5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、悪質な書き込みがあった場合に、そのサービスのプロバイダが書き込みを削除できる権利や、その管理責任を問われる範囲などが規定されました。

インターネットによる人権侵害を防ぐためには、利用者一人ひとりが人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解していく必要があります。

❖施策の方向

♣ 正しい知識とモラルの普及

利用者一人ひとりがインターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるとともに、犯罪などに巻き込まれないようSNSによる人権侵害に関する啓発コンテンツなどの利用を促すなど、住民に対して広く周知・啓発を図ります。

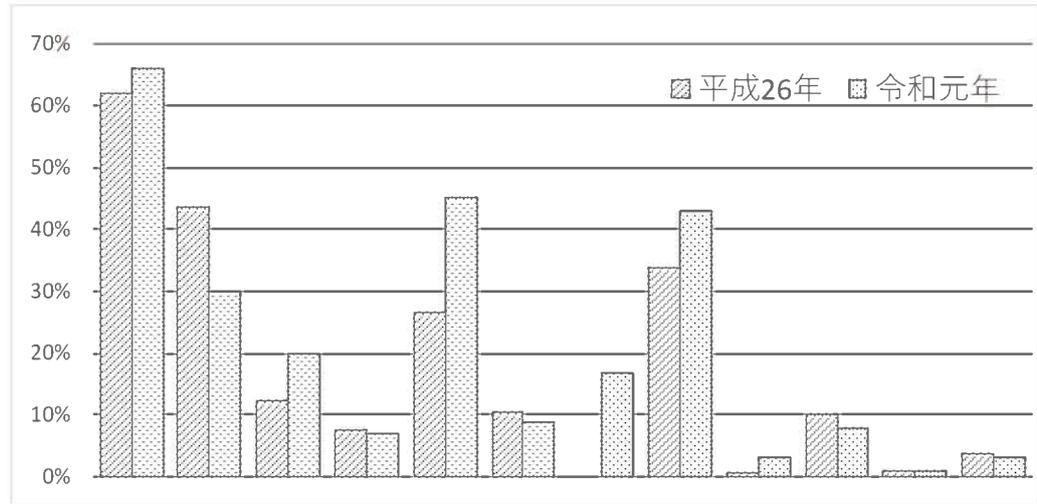
♣ 情報モラル教育の推進

学校の情報関連教科において、インターネットに対する正しい知識や利用に関する個人の責任とモラルについての教育の充実を図ります。また、2015年（平成27年）に、PTAと小中学校児童生徒会によって協議され制定された「養老町スマイル宣言」を核として、学校と家庭が連携して情報モラルの推進に努めます。

☪ 相談体制の充実と被害者の救済

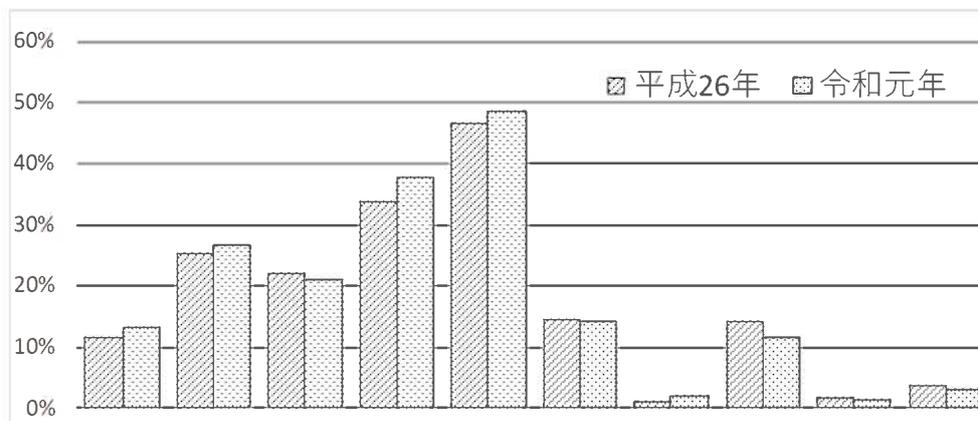
インターネットに対する人権侵害や、個人情報の流出など個人のプライバシーにかかわる問題に対して、法務局・警察・関係機関との連携による相談体制の強化に努めるとともに、被害者への迅速かつ的確な対応に努めます。

インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うこと（3つまで）



区分	全体	問題があると思うこと（3つまで）												
		他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現	出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること	加害者（未成年）の実名や顔写真等の情報が勝手に掲載されること	ネットポルノが存在すること	個人情報などが流出していること	リベンジポルノの被害にあうこと	過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が、将来にわたってインターネット上に掲載され続けること	ネット上でのいじめが行われること	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答	
全体	平成26年	710	61.8	43.7	12.4	7.5	26.6	10.6	-	33.9	0.8	10.0	1.0	3.7
	令和元年	566	66.1	29.9	19.8	6.9	45.1	8.8	16.6	42.9	3.2	7.8	1.1	3.2
性別	男性	228	66.2	30.3	19.7	8.8	43.4	8.3	19.7	37.7	4.8	6.1	1.3	2.6
	女性	308	66.2	30.5	20.8	4.9	48.4	9.7	14.9	47.7	2.3	8.1	0.6	2.6
年齢別	10歳代	15	86.7	26.7	26.7	6.7	53.3	6.7	13.3	33.3	0.0	6.7	0.0	0.0
	20歳代	45	66.7	22.2	15.6	2.2	51.1	8.9	26.7	48.9	6.7	2.2	0.0	2.2
	30歳代	75	72.0	18.7	18.7	6.7	54.7	22.7	13.3	49.3	8.0	2.7	0.0	1.3
	40歳代	78	73.1	21.8	16.7	11.5	41.0	12.8	19.2	50.0	3.8	1.3	3.8	0.0
	50歳代	98	74.5	29.6	30.6	7.1	48.0	4.1	19.4	41.8	3.1	4.1	0.0	0.0
	60歳代	141	64.5	32.6	24.1	4.3	44.7	7.8	14.2	46.8	0.0	7.1	0.0	5.7
	70歳以上	101	48.5	45.5	8.9	5.9	37.6	3.0	13.9	28.7	3.0	21.8	3.0	5.9
	無回答	13	53.8	23.1	7.7	30.8	23.1	0.0	15.4	30.8	0.0	23.1	0.0	15.4
参考	岐阜県	1014	52.4	25.1	29.7	3.9	34.7	3.4	18.8	-	1.9	8.1	0.6	1.6

インターネットによる人権侵害を解決するために必要だと思うこと（2つまで）



区分		全体	必要だと思うこと									
			無回答	その他	わからない	特に必要だと思うことはない	ペアレンタルコントロール（保護者が子どものインターネット利用を制限する取り組み・機能）を活用する	違法な情報発信者に対する監視・取締り・罰則を強化する	プロバイダ等に対し、情報の停止・削除を求める	企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を講ずるようにする	インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する	インターネット相談所や電話相談所を充実させる
全体	平成26年	710	3.7	1.7	14.1	1.1	14.4	46.6	33.8	22.1	25.2	11.7
	令和元年	566	3.2	1.6	11.5	1.9	14.1	48.6	37.6	21.0	26.5	13.1
性別	男性	228	2.6	2.6	9.6	3.1	12.7	45.2	39.0	21.1	26.3	14.5
	女性	308	2.6	1.0	11.7	1.3	14.9	52.3	38.3	21.4	27.6	12.0
年齢別	10歳代	15	0.0	0.0	6.7	0.0	13.3	60.0	26.7	20.0	33.3	20.0
	20歳代	45	2.2	2.2	4.4	2.2	20.0	46.7	26.7	22.2	42.2	8.9
	30歳代	75	1.3	1.3	8.0	4.0	16.0	56.0	42.7	18.7	25.3	13.3
	40歳代	78	0.0	6.4	6.4	3.8	16.7	51.3	42.3	19.2	28.2	7.7
	50歳代	98	0.0	0.0	9.2	2.0	12.2	53.1	46.9	20.4	25.5	14.3
	60歳代	141	5.7	0.7	10.6	0.0	10.6	51.1	41.8	24.1	21.3	13.5
	70歳以上	101	5.9	1.0	23.8	2.0	13.9	34.7	25.7	20.8	26.7	14.9
	無回答	13	15.4	0.0	23.1	0.0	23.1	30.8	7.7	15.4	23.1	23.1

8 感染症患者など

❖現状と課題

感染症や難病に対する正しい理解や認識が十分でないことによる偏見や差別が、依然として存在しています。

HIV感染者は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）には感染してはいますが、エイズ（AIDS）を発症していない状態の人を言い、感染力も弱いことから正しい知識に基づいて日常生活を送れば、いたずらに感染を恐れるものではありません。しかしながら、正しい知識や理解の不足により、多くの偏見や差別意識が存在しており、就職拒否などの人権問題を生じています。

ハンセン病は、きわめて感染力の弱い菌による感染症で、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病しても、治療法が確立されており治療により完治することができます。

1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまでの間、長きにわたり施設入所を強制する隔離政策がとられ続け、患者などの人権が大きな制限を受けるとともに、偏見や差別意識を助長することとなりました。2001年（平成13年）には、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」の施行により、生活面の保障や人権回復の施策が確立され、その後も制度の新設や法改正を重ねてきましたが、それでも社会における偏見・差別が依然として残っていることや、長期間の隔離政策により、家族との関係が絶たれ、また、入所者の高齢化などにより、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況であるなど、社会復帰が困難な状況にあります。

新型コロナウイルス感染症は、2019年（令和元年）12月以降、中国で発生し短期間で世界に広がりました。アメリカやブラジルなどの南米諸国、スペイン・イタリアなどのヨーロッパ地域でも爆発的な流行が生じ、感染者・死者ともに発祥地を大きく上回る状態となっています。2020年（令和2年）7月現在、全世界での感染者は約1,400万人、死者は約60万人となり、想像を絶する新型コロナウイルスは世界を震撼させていますが、感染経路や治療法、感染してからの経路などが明確に解明されていない部分が多々あり、世界中の研究機関がその解明に向けて急ピッチで調査研究を進めています。

日本国内では、全国の感染者が7月現在で約2万4,000人にのぼり、1,000人近くが命を落としています。しかしながら、国民が一丸となって感染拡大に立ち向かうべき時に、感染者やその家族、属する施設・機関あるいは、国内に居住する外国人等に対する誤解や不当な差別・偏見などの人権問題が生じています。

❖ 施策の方向

♣ 正しい知識の普及と啓発の推進

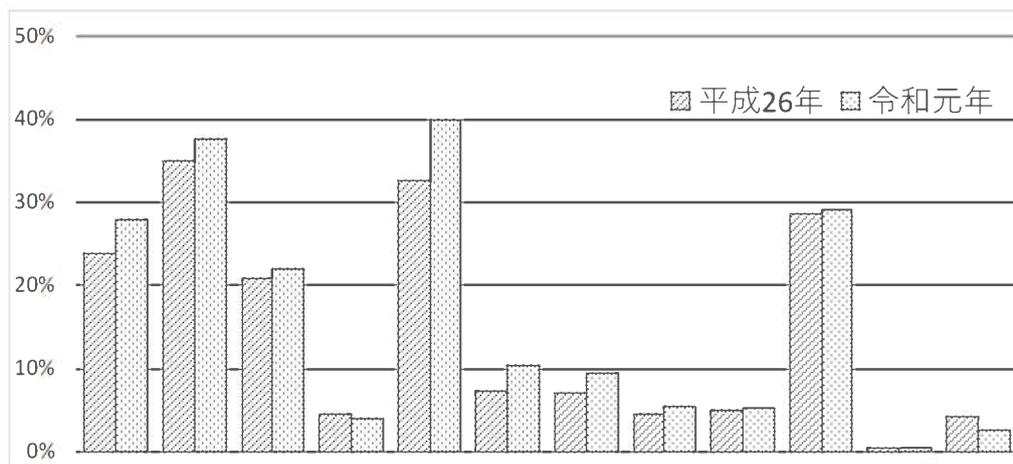
人権週間における啓発活動や講演会、または広報誌・ホームページなどを通じ問題提起し、住人が考えるきっかけづくりをするなど、正しい知識の普及と偏見や差別を解消する啓発活動の充実・強化に努めます。

新型コロナウイルスに対する感染予防の方法や、変化する生活環境への対応などに関する正しい情報と知識の提供に努めます。

♣ 学校における教育などの推進

感染症患者やその家族などへの正しい理解や配慮を促す学習などを充実させ、人権を尊重できる意識づくりに努めます。また、新型コロナウイルスに対する正しい感染予防と、いじめ・偏見・差別への配慮に努めます。

感染症患者等の人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



区分	全体	問題項目												
		結婚問題で周囲に反対されること	就職や職場などで不利な扱いをされること	医療機関で治療や入院を断られること	無断でエイズ検査等をされること	差別的な言動をされること	ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと	アパート等の入居を拒否されること	宿泊を拒否されること	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答	
全体	平成26年	710	23.9	34.9	20.7	4.4	32.7	7.2	7.0	4.5	4.9	28.5	0.4	4.1
	令和元年	566	27.7	37.6	21.9	4.1	39.9	10.2	9.4	5.5	5.1	29.2	0.5	2.5
性別	男性	228	28.5	39.5	18.4	5.3	43.4	8.3	7.0	5.7	6.1	28.5	0.9	1.3
	女性	308	27.9	37.3	25.0	3.2	39.0	12.0	10.4	5.5	4.2	27.3	0.3	3.2
年齢別	10歳代	15	26.7	53.3	33.3	6.7	53.3	6.7	13.3	26.7	0.0	6.7	0.0	0.0
	20歳代	45	22.2	35.6	26.7	6.7	57.8	11.1	8.9	6.7	2.2	20.0	0.0	0.0
	30歳代	75	28.0	33.3	21.3	1.3	42.7	6.7	10.7	4.0	10.7	28.0	0.0	2.7
	40歳代	78	26.9	33.3	23.1	5.1	35.9	10.3	7.7	6.4	6.4	30.8	0.0	0.0
	50歳代	98	24.5	40.8	24.5	4.1	38.8	11.2	9.2	2.0	4.1	32.7	1.0	0.0
	60歳代	141	26.2	44.0	14.9	3.5	44.7	14.9	8.5	2.8	2.8	29.1	1.4	2.1
	70歳以上	101	37.6	31.7	24.8	4.0	26.7	5.0	8.9	8.9	5.9	30.7	0.0	8.9
無回答	13	15.4	30.8	23.1	7.7	30.8	15.4	23.1	7.7	7.7	46.2	0.0	0.0	

9 犯罪被害者など

❖現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族（犯罪被害者など）は、直接的な目に見える被害に加え、興味本位のうわさや心ない中傷、プライバシーの侵害などの精神的被害を負うことがあります。また、過剰な報道などにより名誉や平穏な生活が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国では、犯罪被害者などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者などの権利や利益の保護を図るため、2005年（平成17年）に「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」が作られ、その後も犯罪被害者などの権利や利益の保護が一層図られる社会を目指し、2016年（平成28年）に「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

町民意識調査の結果では、犯罪被害者とその家族の人権問題について特に問題があると思うことでは、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」（56.5%）、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」（56.4%）が最も高く、次いで「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」（47.3%）と回答されています。

犯罪被害者などが直面している困難な状況を打開し、権利や利益の保護を図っていくために、国や県・市町村・関係機関などの連携・協力により、取組を推進していく必要があります。

❖施策の方向

♣ 啓発の推進

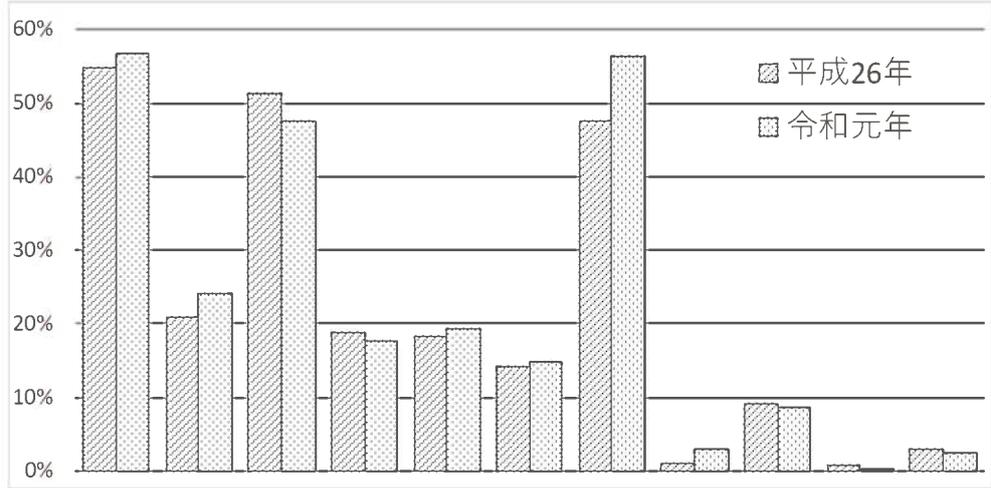
犯罪被害者などが、被った被害から立ち直り再び地域で平穏に暮らせるよう、地域のすべての人の理解と配慮、それに基づく協力が促進されるような啓発活動を推進します。

♣ 学習の機会の充実

学校における犯罪被害者である児童生徒については、虐待を受けた児童生徒を含め、心のケアに努めます。

学校教育や社会教育の場において、さまざまな人権問題を考える学習を充実し、人権を尊重できる意識づくりに努めます。

犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



区分	全体	と犯罪行為によって精神的なショックを受けること 犯罪行為によって経済的な負担を受けること 事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる 特に問題があると思うことはない わからない その他 無回答											
		平成26年	令和元年	男性	女性	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
全体	710	54.6	21.0	51.1	18.7	18.2	14.1	47.5	1.1	9.2	0.7	3.0	
	566	56.5	24.0	47.3	17.7	19.3	14.7	56.4	2.8	8.7	0.4	2.3	
性別	228	57.9	29.8	43.9	18.4	21.1	14.0	50.9	3.5	7.0	0.0	1.8	
	308	55.8	20.1	52.3	16.9	18.2	15.6	62.0	2.6	8.4	0.3	1.9	
年齢別	15	46.7	13.3	60.0	33.3	13.3	6.7	66.7	6.7	0.0	0.0	0.0	
	45	60.0	20.0	51.1	20.0	31.1	17.8	64.4	0.0	6.7	0.0	0.0	
	75	65.3	28.0	45.3	20.0	14.7	13.3	64.0	5.3	4.0	0.0	1.3	
	78	61.5	21.8	53.8	16.7	14.1	16.7	61.5	3.8	5.1	1.3	0.0	
	98	67.3	26.5	52.0	18.4	16.3	13.3	55.1	1.0	8.2	0.0	0.0	
	141	51.1	24.8	46.1	17.7	23.4	13.5	56.0	0.7	8.5	0.0	4.3	
	101	41.6	23.8	40.6	13.9	17.8	17.8	44.6	5.9	16.8	0.0	5.0	
	13	69.2	15.4	23.1	7.7	30.8	7.7	46.2	0.0	15.4	7.7	7.7	
参考	1014	53.2	21.7	47.3	24.4	20.5	16.4	63.8	2.2	8.2	0.4	1.0	

10 刑を終えて出所した人

❖現状と課題

刑を終えて出所した人や保護観察中の人、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、本人に強い更正の意欲がある場合であっても、犯罪や非行履歴が拡散することによるプライバシーの侵害や、社会復帰への機会からの排除、更正への妨げや人権が損なわれるおそれがあり、平穏な生活に向けての基盤が確保しにくい問題があります。また、罪を犯した人が、円滑な社会復帰ができずに犯罪や非行を繰り返す再犯の割合が増加傾向にあり、再犯を防ぐことも課題となっています。

国では、罪を犯した人が孤立することなく、再び社会復帰することを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が2016年（平成28年）に施行されました。その後、2017年（平成29年）には、この法律に基づく「再犯防止推進計画」が策定され、国民の犯罪による被害を防止するとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止などに関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

刑を終えて出所した人たちの社会復帰と自立支援に必要な相談活動や、関係機関との連携によるサポート体制が求められています。

❖施策の方向

♣ 「社会を明るくする運動」との協働の推進

社会復帰にかかわる保護司会や更生保護女性会、関係機関などの団体と協力して、「社会を明るくする運動」を推進し、犯罪（再犯）や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会をめざします。

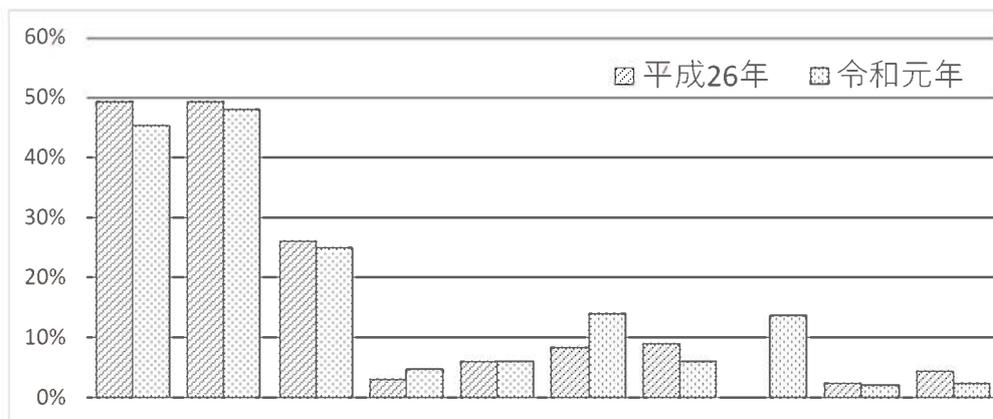
♣ 偏見や差別意識を解消する意識啓発

さまざまな分野の人権問題を採り上げて問題提起し、町民が考えるきっかけづくりとなるよう推進します。また、人権週間における啓発活動として、偏見や差別意識の解消につながるような啓発活動の充実・強化に努めます。

♣ 学習の機会の充実

学校教育や社会教育の場において、さまざまな人権問題を考える学習を充実し、人権を尊重できる意識づくりに努めます。

服役経験者の人権問題について問題があると思うこと（2つまで）



区分	全体	問題があると思うこと										
		識や偏見が存在していること	更生した人たちに對する誤った知識	自立生活が営めないこと	就職することが難しく、経済的なこと	就職や職場等で不利な扱いをされること	アパート等に入居できないこと	結婚問題で周囲に反対されること	書き込みやインタビューをさせられること	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	特に問題があると思うことはない	わからない
全体	平成26年	710	49.2	49.3	26.1	3.2	6.1	8.3	9.0	-	2.3	4.4
	令和元年	566	45.4	48.1	24.9	4.8	6.0	14.1	6.2	13.8	2.1	2.3
性別	男性	228	47.4	44.3	27.6	3.9	6.1	12.7	9.6	10.1	2.2	1.8
	女性	308	45.5	52.6	24.0	5.5	6.2	15.6	3.2	14.9	1.9	1.9
年齢別	10歳代	15	53.3	33.3	46.7	0.0	13.3	53.3	0.0	6.7	0.0	0.0
	20歳代	45	37.8	46.7	31.1	4.4	4.4	15.6	8.9	11.1	0.0	0.0
	30歳代	75	30.7	49.3	26.7	6.7	10.7	14.7	13.3	10.7	5.3	1.3
	40歳代	78	38.5	44.9	21.8	3.8	7.7	19.2	11.5	10.3	6.4	0.0
	50歳代	98	45.9	54.1	24.5	6.1	5.1	11.2	5.1	14.3	0.0	0.0
	60歳代	141	58.9	48.9	25.5	2.8	2.1	10.6	1.4	14.2	1.4	4.3
	70歳以上	101	45.5	48.5	20.8	6.9	6.9	10.9	4.0	17.8	0.0	5.0
	無回答	13	38.5	23.1	15.4	0.0	7.7	15.4	7.7	30.8	7.7	7.7

11 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人

❖現状と課題

世界には、人の恋愛・性愛が向かう対象が異性愛ではなく同性愛・両性愛である人（性的指向）や、体の性と心の性が一致しない人（性自認）などの性的少数者（性的マイノリティ）が存在します。これらの「身体の性」と「心の性」が一致しない性同一性障害の人々には、そのことを理由とする根強い偏見や差別が存在し、性の区分を前提とした社会生活上の誓約を受けたりするなど、日常生活での不自由や孤独感、それによるストレスなどさまざまな問題を抱えています。

2018年（平成30年）に世界保健機関（WHO）が「国際疾病分類」を改定し、性同一性障害をこれまでの「性的逸脱及び障がい疾患」から外し、「性の健康に関連する状態」という分類の中の項目としました。これにより、国際的には「性同一性障害」という概念が消滅し、障がいでも病気でもないと宣言されたことになりました。これを機に先進国を中心に同性愛を認める国が見られるようになり、日本でも同性パートナーシップ（同性カップルが結婚に相当するカップルであることを認める証明書の発行）を導入している地方自治体があります。また、2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術など一定の条件を満たせば、戸籍上の性別を変更することができるようになりました。

しかしながら、町民意識調査の結果では、性的指向の異なる人、性同一性障害の人への人権についての問題として、「社会的理解度が低いため、世間から誤解を受けたり好奇又は偏見の目で見られること」（48.6%）が高い数値となっており、多様な性のあり方に対する理解を深め、個性を尊重し、社会生活上の不利益を解消していくための人権教育や啓発に取り組むことが必要となっています。

❖施策の方向

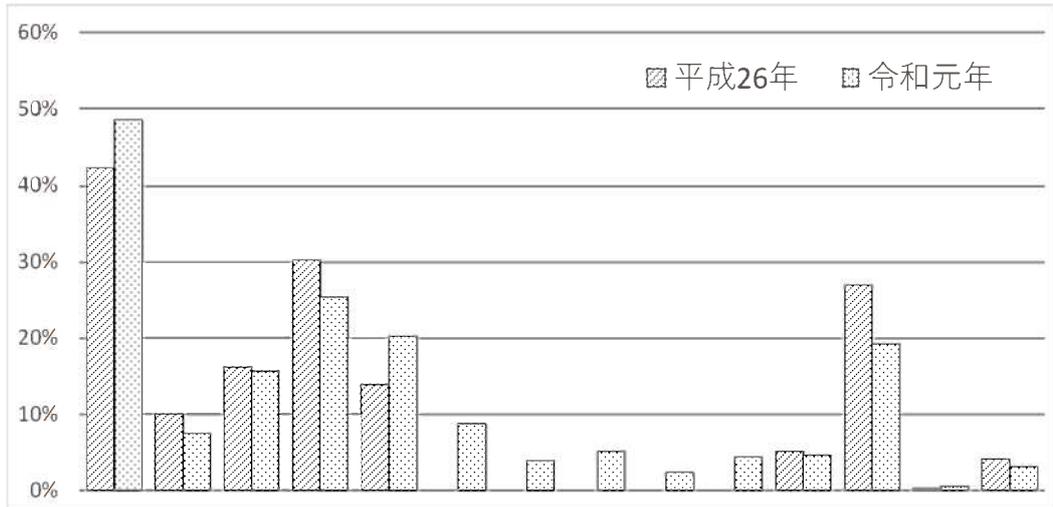
♣ 啓発活動の推進

さまざまな機会を利用して、多様な性のあり方を正しく理解し、個性を尊重するための啓発活動を推進します。

♣ 性別などへの配慮

性自認の異なる人は、性別の表記やそれとわかる服装などに抵抗感を抱く人がいることから、性別を必要としない場合は表記を削除するなどの配慮や、学校の制服などに対する柔軟な取組を推進します。

性的指向の異なる人、性同一性障害の人への人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



区分	全体	問題項目																
		社会的理解度が低い	好奇心又は偏見の目で見られる	就業や仕事の内容・待遇などで、不利な条件に	地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除	性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象になること	法律が整備されていないこと（同性パートナーとの関係・性別の変更など）	同性パートナーとの関係が認められていないこと	日常生活において自ら認識する性とは異なる性のふるまいを強要されること	の告白の強要があること	告白した後の周囲の態度の変化、または周囲への告白の強要があること	提出書類等に性別の記入を求められること	けること	セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）を受けること	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
全体	平成26年	710	42.1	10.0	16.2	30.1	13.8	-	-	-	-	-	-	-	5.1	26.9	0.3	4.2
	令和元年	566	48.6	7.4	15.5	25.3	20.3	8.8	3.9	5.1	2.3	4.4	4.8	2.6	4.8	19.1	0.5	3.0
性別	男性	228	48.2	9.6	12.7	25.4	18.0	4.8	3.9	4.8	2.2	5.3	7.9	19.7	0.9	2.2		
	女性	308	51.3	5.8	17.9	26.0	22.7	12.7	4.2	5.5	2.6	3.9	2.6	17.2	0.3	2.3		
年齢別	10歳代	15	53.3	6.7	13.3	53.3	13.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	6.7	0.0	0.0		
	20歳代	45	44.4	4.4	15.6	35.6	28.9	20.0	6.7	6.7	0.0	6.7	4.4	15.6	0.0	2.2		
	30歳代	75	49.3	10.7	12.0	32.0	25.3	8.0	6.7	5.3	0.0	2.7	9.3	9.3	1.3	2.7		
	40歳代	78	50.0	6.4	15.4	24.4	24.4	10.3	5.1	7.7	6.4	6.4	6.4	14.1	0.0	0.0		
	50歳代	98	51.0	7.1	18.4	23.5	19.4	8.2	5.1	5.1	3.1	6.1	4.1	17.3	1.0	0.0		
	60歳代	141	51.8	7.8	15.6	24.1	17.7	6.4	2.1	5.0	0.7	4.3	2.8	21.3	0.0	5.0		
	70歳以上	101	42.6	6.9	16.8	16.8	16.8	5.0	2.0	4.0	4.0	2.0	4.0	31.7	1.0	4.0		
	無回答	13	38.5	7.7	7.7	15.4	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	23.1		
参考	岐阜県	1014	39.0	12.3	15.5	27.3	16.1	10.1	-	8.2	-	4.4	6.6	21.8	0.9	1.4		

12 災害に伴う人権問題

❖現状と課題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災により、多くの人々が避難所生活を余儀なくされ、福島原子力発電所の放射線被爆にかかわる差別的な言動や、避難生活の長期化による人権にかかわる問題が多く発生しました。これにより災害に対する意識が変わり、国の災害対策もその教訓を踏まえることで改善されつつある中、2016年（平成28年）の熊本地震や鳥取県中部地震など、これまで地震の可能性が低いと想定されていた地域での発生など、大規模災害は後を絶ちません。

町民意識調査では、災害発生後の人権問題について「避難生活でプライバシーが守られないこと」（58.1%）、「要支援者（障がい者・高齢者・乳幼児・妊産婦など）に対して十分な配慮が行き届かないこと」（43.8%）、「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」（41.9%）が特に問題だと回答されています。

❖施策の方向

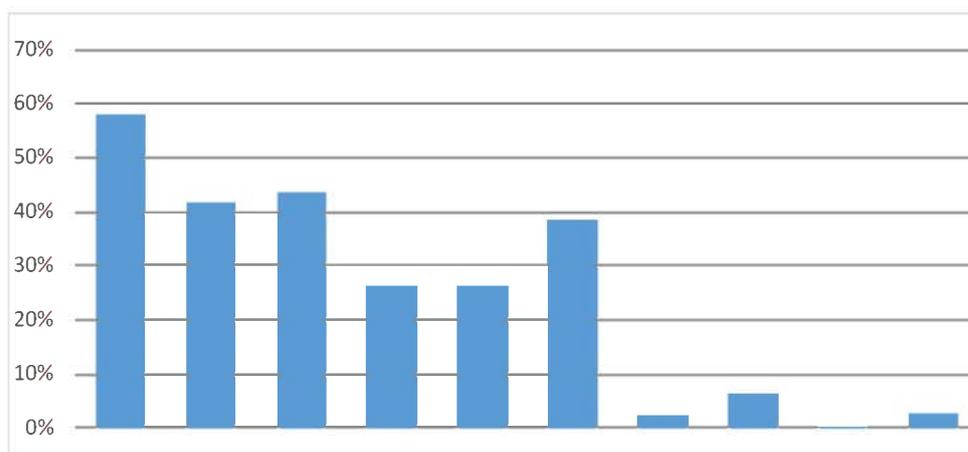
♣ 避難所での配慮

避難所では、子ども・高齢者・障がい者、妊産婦など災害弱者への配慮を踏まえた対応や、避難所運営への女性の積極的な参画などを位置づけ、災害時における人権確保の取組を進めます。

♣ 被災児童・生徒への支援

被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感などを教職員が十分に理解し、当該児童・生徒への心のケアを適切に行います。また、いじめなどの問題を見逃さず、学校生活への適応が図られるよう日常的に周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行っていきます。

災害発生後の人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



区分	全体	避難生活でプライバシーが守られないこと	避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること	要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと	女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと	デマ・風評などによる差別的な言動が起きること	支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答	
		令和元年	566	58.1	41.9	43.8	26.1	26.3	38.7	2.5	6.5	0.2
性別	男性	228	58.3	45.2	43.4	28.5	30.3	36.0	2.2	4.8	0.4	2.6
	女性	308	59.7	39.6	45.1	26.0	24.4	40.9	2.6	6.5	0.0	1.9
年齢別	10歳代	15	46.7	33.3	40.0	20.0	33.3	26.7	0.0	13.3	0.0	0.0
	20歳代	45	48.9	33.3	46.7	31.1	55.6	44.4	0.0	4.4	0.0	0.0
	30歳代	75	65.3	41.3	45.3	32.0	33.3	37.3	5.3	2.7	0.0	1.3
	40歳代	78	64.1	35.9	37.2	25.6	21.8	47.4	3.8	3.8	1.3	0.0
	50歳代	98	57.1	51.0	44.9	29.6	31.6	38.8	1.0	3.1	0.0	1.0
	60歳代	141	59.6	44.0	47.5	24.8	17.7	38.3	0.7	7.8	0.0	3.5
	70歳以上	101	56.4	41.6	40.6	22.8	17.8	30.7	5.0	11.9	0.0	5.9
	無回答	13	30.8	30.8	46.2	0.0	23.1	53.8	0.0	15.4	0.0	15.4

13 そのほかの人権問題

❖現状と課題

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、社会情勢により生じたさまざまな人権問題が存在しています。

職場での人権問題については、長時間労働や非正規雇用による格差、地位や権限を悪用したパワーハラスメントなどがあり、事業主・労働者がそれぞれの立場から人権を尊重する職場づくりを心がけていくことが必要です。

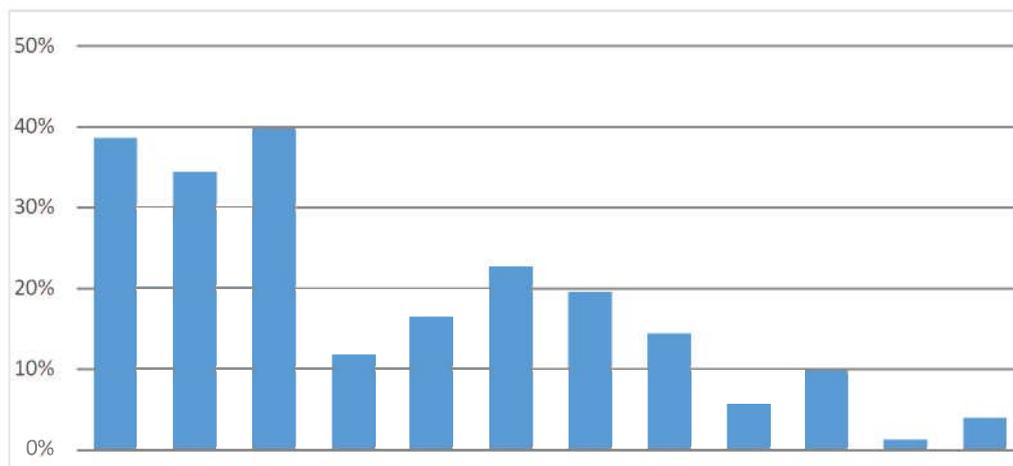
町民意識調査の結果では、職場での人権問題として「職場内でパワーハラスメント（地位や権限を利用したいじめや嫌がらせ）があること」（39.8%）、「長時間労働が長期化し、仕事と生活の調和が保てないこと」（38.5%）、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」（34.5%）が特に問題があると回答されています。

個人情報の保護については、知らない企業からのダイレクトメールや電話による勧誘、訪問販売などによる迷惑行為や、不祥事による企業などからの個人データの流出など、高度情報化社会の中での個人情報保護の問題が多発しています。

町民意識調査では、どのような場合にプライバシーが守られていないと感じるかについて、「知らない企業などからダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」（72.3%）がもっとも高く、次いで「民間企業や名簿業者などにより、自分に関する情報が知らないうちに集められ、管理されること」（48.4%）と回答されています。

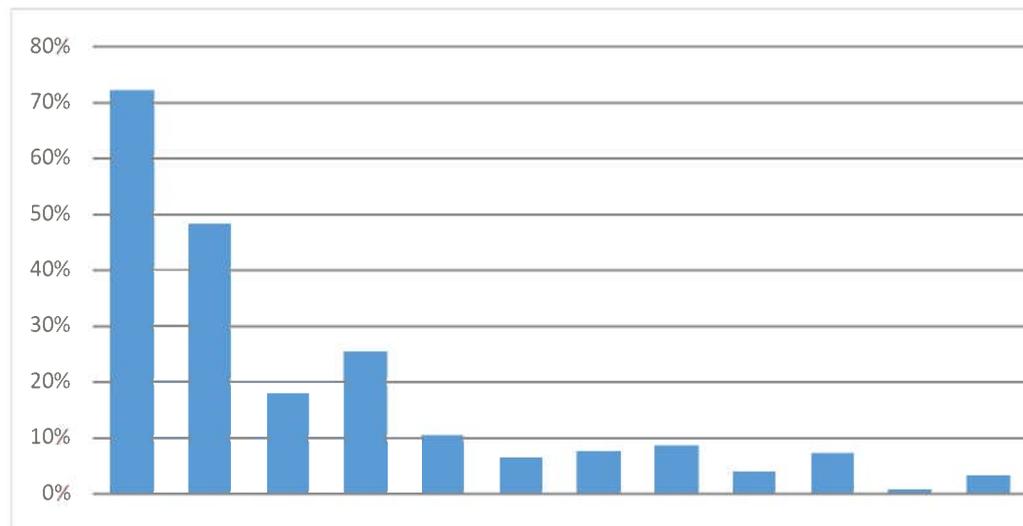
これらの人権問題のほかにも、ホームレスやアイヌの人々、拉致被害者など古くから続く問題や、今後、新たに生じる人権問題など多種多様な課題に対して、それぞれの状況に応じた解決に資する施策の教育や、啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携しながら相談体制の充実に努めます。

職場での人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



区分	全体	長時間労働が長期化し、仕事と生活の調和が保てないこと	非正規雇用の割合が高くなり待遇の差が大きくなっていること	職場内でパワハラ・セクハラ・ハラスメント（地位や権限を利	用したたいじめや嫌がらせ）があること	職場内セクシャル・ハラスメント（性的いやが	らせ）があること	の面に評価されることや本人の適性や能力以外の	面での評価されること	採用や昇進等において本人の適性や能力以外の	面での評価されること	心の病等の健康に関して相談する体制が十分に	整備されていないこと	障がい者、高齢者、妊婦等に対して十分な配慮	がされていないこと	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
		令和元年	566	38.5	34.5	39.8	11.7	16.4	22.8	19.6	14.5	5.7	9.9	1.2	3.9	6.6	1.3	6.2	11.4
性別	男性	228	39.0	38.2	42.5	11.4	17.1	25.0	21.1	16.2	5.3	6.6	1.3	2.6	6.2	11.4	1.3	3.9	
	女性	308	39.3	33.4	38.0	12.0	16.2	21.4	18.5	13.0	6.2	11.4	1.3	3.9					
年齢別	10歳代	15	26.7	6.7	53.3	40.0	20.0	13.3	6.7	20.0	6.7	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代	45	62.2	11.1	60.0	15.6	20.0	26.7	22.2	13.3	0.0	2.2	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	30歳代	75	46.7	29.3	57.3	18.7	13.3	22.7	24.0	10.7	6.7	4.0	0.0	1.3					
	40歳代	78	39.7	28.2	44.9	12.8	17.9	24.4	14.1	12.8	7.7	6.4	2.6	0.0					
	50歳代	98	40.8	35.7	40.8	5.1	18.4	24.5	19.4	11.2	8.2	6.1	2.0	2.0					
	60歳代	141	29.1	41.8	33.3	7.1	14.9	21.3	24.1	16.3	5.7	12.1	1.4	5.7					
	70歳以上	101	33.7	47.5	21.8	12.9	16.8	22.8	13.9	15.8	4.0	18.8	0.0	8.9					
	無回答	13	38.5	23.1	23.1	7.7	7.7	15.4	30.8	38.5	0.0	15.4	0.0	15.4					

どのような場合にプライバシーが守られていないと感じるか（3つまで）



区分	全体	知らない企業等からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること	民間企業や名簿業者などにより、自分に知らないうちに集められ、管理されること	インターネット掲示板等への書き込み	自分や家族のことについて、他人に言いふらされること	第三者に戸籍等を不正に取得されること	就職や結婚の際に企業や興信所・探偵事務所から調査されること	行政機関に届出等をすする際に、直接関係のないことを書かされたり、聞かれたりすること	資料を見せられてもらえないこと	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
令和元年	566	72.3	48.4	18.0	25.6	10.4	6.5	7.6	8.7	4.1	7.4	0.7	3.4
性別	男性	228	70.6	53.5	16.7	27.2	11.0	4.8	7.5	4.4	7.0	0.9	2.6
	女性	308	74.7	45.1	18.2	25.6	10.1	8.4	9.7	3.6	7.1	0.3	3.2
年齢別	10歳代	15	53.3	33.3	33.3	6.7	20.0	6.7	13.3	20.0	0.0	20.0	0.0
	20歳代	45	75.6	48.9	24.4	42.2	4.4	6.7	8.9	2.2	8.9	2.2	0.0
	30歳代	75	70.7	54.7	33.3	25.3	8.0	13.3	8.0	10.7	4.0	4.0	0.0
	40歳代	78	78.2	46.2	28.2	24.4	14.1	6.4	9.0	7.7	6.4	2.6	0.0
	50歳代	98	81.6	43.9	13.3	29.6	11.2	3.1	8.2	10.2	2.0	5.1	1.0
	60歳代	141	71.6	51.8	12.8	21.3	9.2	4.3	7.8	7.8	2.8	7.8	0.0
	70歳以上	101	64.4	47.5	5.0	25.7	10.9	8.9	4.0	8.9	8.9	11.9	1.0
	無回答	13	53.8	46.2	23.1	15.4	15.4	0.0	7.7	7.7	0.0	15.4	7.7

第3章

指針の推進に向けて

この指針を実効性あるものとし、基本理念の実現をめざして、住民、人権擁護委員などの関係団体、企業などと協働して人権教育・啓発に取り組んでいきます。

また、住民の意識の変化や国や国際的な動向、新たな課題などに留意し、これらに応じた取組を推進していきます。

1 関係機関・団体との連携

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るためには、法務局などの国の機関や、県及び県の関係機関、他市町村などと連携を図りながら、施策を推進していきます。

また、学校、人権擁護委員など人権にかかわる団体と人権問題や施策に関する情報交換を行い、広域的な連携を図ります。

2 職員研修などの充実

町職員をはじめ、教職員・社会教育関係職員、医療関係職員、福祉関係職員など、人権にかかわりが深い分野に従事する者に対し、研修などにおける人権教育・啓発の充実に努めます。

3 住民意識の把握

指針策定にあたって実施した「人権に関する町民意識調査」をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、男女共同参画など、各種施策にかかわる調査の結果や関係団体との意見交換などにより、住民の意識などについて把握するよう努め、施策を推進するための資料としていきます。

参考資料

1 関係法令など

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国民とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等で

ある。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成人の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成人の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、理想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、

礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、政治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び

福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び補助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

〔基本的人権〕

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法も下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持させなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策につい

ての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、陣家教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害されて場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

（目的）

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体は講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 用語解説

あ行

インクルーシブ教育 (P27, 30)

学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもとともに通常の学級で包括的な教育を受けること。

インクルージョン (P27)

社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うという考え方。

エイズ (AIDS) (P43)

ヒト免疫不全ウイルスの感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力（免疫）が壊されて免疫機能が働かなくなる「後天性免疫不全症候群」という病気のこと。

性交・輸血・血液製剤の使用などで男女ともに感染する。

HIV (P43)

ヒト免疫不全ウイルスの略。HIV感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染するが、感染力の弱いウイルスで、唾液や汗、尿を介しては感染しない。エイズの発症までには10年以上かかると言われており、近年では、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されている。

えせ同和行為 (P32, 35)

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいう。

これまで、同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれる。

か行

権利擁護 (P23, 24, 29)

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利などを守ること。

国際人権規約（P1、2）

世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持たせるため条約化したもの。

1966年（昭和41年）12月に国連総会で採択された「1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の議定書」の3つの条約の総称。日本は、「1」及び「2」の規約について、1979年（昭和54年）6月に締結した。

さ行

児童虐待の防止等に関する法律（P19）

児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置などを定めることにより、児童虐待の防止などに関する施策を促進することを目的としている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（P1、2、19）

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざして1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。

日本も、1994年（平成6年）4月に批准している。この条約は、子どもの生存・発達・保護・参加の権利を実現するための具体的事項を規定している。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）（P2）

障がい者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、2006年（平成18年）12月に国連総会において採択された。

日本も2014年（平成26年）に批准している。この条約には、障がいの基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会への参加、包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置などについて規定されている。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）（P1、2、15）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年（昭和54年）の国連総会で採択された条約で、日本も1985年（昭和60年）に批准している。

この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げ

るために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのために必要な措置が示されている。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されている。

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）（P1、36）

締約国が、人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれつき備えていること）を確保することを目的に、1965年（昭和40年）12月に国連総会において採択された。日本は、1995年（平成7年）12月にこの条約に加入した。この条約は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることなどを内容としている。

性自認（P50）

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということ。「心の性」といわれることもある。

多くの人には「心の性」と「身体の性」が一致しているが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持ち人たちも存在している。性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもある。

性的指向（P12、50）

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。

具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、異性・同性両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指す。性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもある。

性同一性障害（P50）

医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名。

医学的には、「身体の性」と「心の性」とが一致しないために、自らの「身体の性」に持続的な違和感を持ち、「心の性」に一致する身体の性を求める状態、つまりホルモン療法や手術療法を望むこともある。

成年後見制度（P23、24、29）

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者など、主として意思能力が十分でない人

の財産が、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

民法の禁治産・準禁治産制度を改正し、「後見」、「保佐」、「補助」の3種型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人などによる成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

世界人権宣言 (P1, 58)

1948年(昭和23年)に国連総会において採択された国際的な人権宣言のこと。

人民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。また、採択された12月10日は「人権デー」とされ、世界中で記念行事が行われている。日本では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) (P4, 21, 40)

限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのこと。

インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まるなど、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

た行

男女共同参画社会基本法 (P15)

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策などの立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている。

な行

ノーマライゼーション (P27)

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界

へ広まった障がい者福祉の理念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法。

障がい者に対する取組が、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

は行

部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）（P2、32、68）

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めている。

ヘイトスピーチ（P36、40）

特定の対象（個人や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するため、その取組について基本理念を定め、国などの責務を明らかにするとともに、基本的施策を定めこれを推進することを目的としている。

保護観察（P48）

犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事を守ることを義務づけて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩み事の相談にのってその立ち直りを助けようとするもの。

保護司（P48）

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣が委嘱している。

や行

ユニバーサルデザイン（P30）

「すべての人のためのデザイン」をいう。

障がいのある人や高齢者・外国人・男女など、それぞれの違いを超えてすべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考え方で、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設や物を作るときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくこと。

ら行

隣保館（P35）

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設として、地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターのこと。

生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としている。

リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ：「性と生殖に関する健康／権利」（P17）

人間が生活を送る中で、生殖機能を備え、子どもを持つか持たないか、持つ場合はいつ持つか、何人持つかの選択を自由に行うことができ、健康面・精神面ともに満ち足りた生活を送る権利。

養老町人権施策推進指針

発行：岐阜県養老町

編集：住民福祉部 健康福祉課

〒503-1392

岐阜県養老郡養老町高田 798 番地

TEL 0584-32-1105 (直)

FAX 0584-32-2686